

第十回 参議院農林委員会會議錄第三号

昭和二十六年二月六日(火曜日)午前十四時四十五分開会

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件

(食糧統制問題に関する件)

(警察予備隊宿舎用地に関する件)

○農業委員会法案に関する件

○委員長(羽生三七君) それではこれから委員会を開きます。

食糧確保臨時措置法が来る三月三十一日を以て失効することになつており、又食糧管理法の食糧配給公団に関する規定の期限も来る三月三十一日までとなつております。然るに國際情勢の緊迫に伴つて食糧政策の、従来行きがかりの如何にかかわらず、新しい事態に即応して適切な方策が講ぜられなければならないと考えております。

ついては政府においてどういう方針の下に如何なる準備が進められてゐるか、本日は差し当つて事務局から御説明を承りたいと思ひます。なおこの問題は、食糧統制に関する小委員会において調査を進められてゐるのであります。片柳小委員長とも御相談の上、今日は委員会において審議することとした次第であります。政府からは安孫子食糧庁長官が御出席になつておられます。なおこれにつきましては、御承知のように只今申上げたごとく食糧法の期限満了後は、政府としては、小麦は希望数量を買上げて、その他は全部統制を徹断する。食糧公団については、

全部卸売は業者任せるといふ、この問題の解決が近々に迫つてゐるようであり、新開の伝へるところにより、アメリカは食糧の輸出を禁止するのではないかと、報道もあり、併せて輸送の逼迫から来る輸入の減少といふことも考えられ、これ日本の食糧事情全般に及ぼす影響といふものが、非常に重大だと考えますので、この点について当面どうのよう政府が対処されるか、と申すのが、この点について安孫子長官から説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(安孫子廉吉君) 只今お話のありました点について、私どもの大よその考えかたを申上げたいと思ひます。

全世界の食糧の見通しにつきましては、國際的な不安もありまして、各国とも相当買入れをし、或いは備蓄をする傾向にあることは御指摘の通りであります。そうした客観的な情勢下におきまして、従来とつております食糧政策を、ここで大きく転回をする必要があるのではないかと、第一の指摘された点であらうと存じます。従来供出面につきましては、お話のごさ

いまして、本年度産の麦は自由買入れにいたしまして、統制を大体外すといふことに昨年末一応の決定を見まして、大体その線で進んで来ておるわけでありまして、それに對しまして食糧法が三月に失効いたしますから、これに代りまする供出割当の手続等に関する法案を御審議願ひたいと存じ

ておるわけでありまして、その法案と食糧管理法の一部改正法案を併せまして、將來の事態の變化に對應いたす意図からいたしまして、自由買入れのほかに、場合によりましては強制買入れもなければならぬ、強制買入れがなし得るといふような條項を入れまして、將來の事態の變化に對應いたしたいと考えておるわけでありまして、勿論雜穀、いも類等につきましては、從來の方針通りこれは自由にして參つても差支はないじやないか、米麦につきましては、麦につきましては、米は供出制度を繼續して行くといふような考えかたで行きたいと、かように存じております。

それから配給の面でございますが、既定方針は、三月末を以て公団を廢止し、小売はすでに自由營業のような形になり、近く卸もさうな措置を講ずる段階になつておるのであります。相當物が窮乏いたしました参りますれば、配給の機構につきまして相當嚴重なやりかたをしなければならぬことは理の當然であります。その時期にかような措置を講じますことは、非常な矛盾であるといふふうにお考えになられるかたもあらうかと思ひます。私どももいたしましては、卸はこの二月十五日から数日に亘つて登録が行われまして、近く確定いたしましたのでありますけれども、これに對しまして政府が大元の給源を握つておられますならば、現在の段階におきましてはさしたる支障なく

配給の面を遂行して参れるのではないかと、いふふうにお存じております。何とかといふ問題も、一番大きな問題は供給の問題であります。国内の集荷につきましては、大体順調に経過してあります。大きい問題は輸入量の問題でございます。この輸入量の問題は各國の買付競争、船舶の不足その他からいたしまして、一時相當悲觀的な見かたがいたされて来ておつたのであります。が、日本政府といたしまして、この買付に相當努力をいたしておりますので、恐らくこの三月から六、七月にかけては、相當大量のものが入ることになるかと思ひます。丁度麦の時期におきましては、輸入食糧は相當大量のものが入る見通しを私どもとしては持つております。非常に堅く見まして二百七十万トン程度の輸入食糧といふふうには実は存じておるのであります。が、昨今の情勢からいたしまして、これを相當上廻る輸入食糧が期待される状況になつております。勿論一部は、今までの買付たもののずれがござりますが、そのものも入るわけでありまして、新規買付も相當順調に進んでおりますので、今後は相當大量のものが入ると存じております。そういたしまして、本年度の食糧の需給につきましては、先ず大した心配はなしに行けるというように思ひます。来年度以降の問題につきましては、いろいろ情勢の變化もあることではありますから、その辺の資料を十分検討いたしまして

で、私ども只今御注意のありました点等も十分噛み合せて、間違ひのないようにやつて参りたいといふふうにお存じております。概括的に申し上げますれば、大体從來の方針を大きく変更せず、このままで行なつて、ただ將來におきまします事態の變化に對應するやうなことを常に考慮の中に入れて進めて参れば、間違ひなく大体できるのではないかと、いふように考えておるわけでございます。

○委員長(羽生三七君) 食糧庁長官は十一時からちよつと關係方面へ行かれると言ひますので、あと五、六分しかないのです、その後を島村政務次官がいられますので、御懇談を願ふことにいたしまして、それまで時間のある間、只今の問題について御質問ございしたらお願いいたします。

○片柳眞吉君 只今安孫子長官から最近の情勢なり見通しを申されまして、現在の政府なり農林省の考え方が、どうも多少面子に拘泥しておるのではなからうかといふことを、私も非常に心配をいたしておるのであります。私も曾て官吏をやつておりましたから、よく立場は了解できますけれども、どうもこの食糧問題は、少くとも最低、最悪の場合を常に想定してやるべきことが私は必要だと思ひます。而も國際關係が非常な端尻し得ないやうな情勢でありますので、さうな場合には、

先ず現状を成るべく変更しないで行くという、むしろ逆の態度が私は望ましいのではないかとこのように考へております。その意味でやや自由党の従来の公約に余り拘泥してゐるのではないかとこのことを非常に心配してゐるのではありません。私の見るところでは、只今食糧の輸入も相当楽観的なお話がありましたが、私も過去の経験等からいろいろ見て参りますと、そう簡単にこれは行かないのではなからうかというところをむしろ心配してゐるのであります。例えば昨年の七月から暮までの輸入数量は、平均十五万トンぐらゐしか入つておりません。ところが只今の、年間で二百七十万トン以上を入れることになりますと、本年以降は、毎月少くとも三十二、三万トンのものを買付けして行きますと、これは全体数量を確保でき得ないということ、従来輸入食糧の倍以上のものを買付けねばならぬ。これは常識で行きますと、問題の推察は、過去を振り返つて将来をすることが常道と思ふのであります。そういう点から今後毎月三十万トン以上のものが確実に着くということは、相当私は心配するほうがむしろ普通ではないかというふうに考へるのであります。この点につきまして更に御意見がありますればお答えを願ひたいと思ひます。

それからもう一つは目録の問題は、この間廣川大臣にも御質問をいたしました。食糧公団の御の登録日ももう十日、十数日の後に迫つておりまして、どうも私はこれは時間的にも所定の期限でやることに實際上無理がありはしないか、今日の新聞で見ましても、廣川大臣が昨日マーカット少将に

会われておるようであります。なかなか私はこれも困難じやないだらうかと思ひます。又話が或る程度つきましても、国会の審議はそう簡単には行かないと思ふのであります。政府が方針をきめたから、それですぐさま行くというわけにはなからうかと思ひます。そういう点から十五日から一週間以内にやるといふ問題は、これはむしろ私は或る程度期限を延長したほうが、切替えがスムーズに行くのではないかとこのことを思つておりますが、この点に對しまして安孫子長官の率直な見解を承りたいと思ふのであります。これは本當に私は無理だと思つております。その点は一つ拘泥せずにお答えを願ひたいと思ひます。

なおその他の問題があります。時間がないうでありますから、あと問題は政務次官なり農政局長にお伺ひいたすことにいたしまして、先ずその問題につきまて一つ率直な御返答を得たいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) ちよつと時間がありませんので簡単に……輸入食糧の見通しにつきましては、お話のございますように事態をむしろ樂觀しないで、悲觀的に見て置くほうが安全だといふことは、もうその通りだと思ひます。私も三、四月以降は、恐らく只今の想定では三、四十万トンの物が月間入るといふような大體の見通しでやつてゐるわけでありまして、それにいたしましていろいろ急変がございまして、これは變つて参ります。又そうしたものが入ります際の荷役その他倉庫の問題等、實際いろいろ苦慮いたしておるのであります。ただこういうことだけは言えると思ひます。今

までのように月十五万トン程度のものでは、相対的に三、四月頃からは大量のものが入るといふことだけは言えると思ふのであります。十五万トンの程度で今後ずっと継続して行くという事態は、解消されつつあるといふことだけは言えるかと思ふのであります。どういたしまして私も私も年間三百二十万トンに近いものを、この際確保したいといふことで努力をいたしております。その点御了承を願ひたいと思ひます。

それから公団の廃止に伴う御の登録が目録の間に迫つておるのであります。これは延ばしたほうがいいのではないかとこの御意見でございます。いろいろ食糧事情の見通し等も前提になるわけでありましかども、その点に

ついても私も検討いたしまして、結局この段階におきましては、全般的に申しまして御の登録は既定通りに実行いたしたいといふふうに考へております。それによつて食糧需給上の混乱といふものは、そう起さずにこの切替えができるという見通しを突は付けておるわけでありまして、この辺はいろいろ将来の見かたの違ひになるかと存じますが、私もさう考へております。

○委員(羽生三七君) それでは長官が只今言われたように関係方面へ行くので、午後でなければ出席できませんが、島村政務次官、それから藤田農政局長もおられますので、この機会に今この問題を継続して一つ御審議願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 食糧の配給統制を變へたいといふことは今始まつた話でないのであります。今頃になつて許可が得られるのか得られんとか、そんな話ではできません。どうかと考へてゐる。

○片柳眞吉君 もう時間もございませうが、簡単にこの点だけを重ねて御質問いたしますが、運賃プールの制度ができません場合にも、あえて所定期限でやられますかどうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 運賃プールの問題は、昨日もいろいろ折衝して来たのであります。なから打開がでない状態でありまして、それで只今から大臣がマーカット少将に会う段取りになつております。その結果に私どもは期待をいたしておるわけでありまして、それができない場合には、登録を延ばすかどうかということで、非常におかしな話になるわけでありまして、できるものかどうかというもので、非常に

おかしな話になるわけでありまして、できるものかどうかというもので、非常に

それでどういふのだからいかんの、次官や局長がどう考へてゐるかわからんが、私は全部政府と先方の交渉が済んで、それでこれからやろう、こういうことにならなければ、大事な食糧の配給をどうするといふことは言ふべからざる問題だと思ふのであります。ところが止むを得ない、今日の新聞を見ても、更に今交渉中である。それが満足に行かないと、食糧の配給の運賃プールができないといふことになつた。この際こゝまで来てもうごたごた言うことはやめて、先に片柳さんが面子のお話をされましたが、さう切替えて、そこでこうするのだと、こ

ういつたほうが最もいいことであつて、不自由千萬なことでも国民に迷惑をかけることは甚だ残念に思ふ。ところが地方に出ると、政府ばかりでない、国会は何をした、こゝういふことになるので、我々も同じように罪の一端を負わなければならぬ。で、そんなことはやめて、あつさりとして早く転換する

ことが最もいい。飽くまで頑張つて……、どうもきれいにやめてしまふといふ話もしてゐるようですが、それも一応ないわけでもないといふこと、私が一番心配するのは、こゝで民営に切替えて運賃プールをやるといふことは、最もごまかしやすい一つのものである。これはどんなことがあつても、完全に配給統制を外すまでは、肝心なところは政府が握つてゐるのでなければ、これを任すと、今までのあらゆる公団の例から見ても、何といつても儲けたほうが一番えらいので、少々ごた／＼言われても、罪があろうがどうであらうが、やつぱり儲けたほうが一番いい。そういうことは過去にある

ので、もうそれを繰返して聞いたり言
つたりする必要はないと思う。そこで
早く転換をして、あつさりとは度をし
て、配給プールのことは現在の事務所
でやるとか何とかいうふうになけれ
ばいかんと思うが、政務次官はどう考
えているか。

○委員(羽生三十七君) 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕
○委員(羽生三十七君) 速記を初め

○岡村文四郎君 政務次官の御答弁
は、私の聞いていることはまるで見
当が違います。それで輸入のお話があ
りました。私はこの米穀年度の輸入
が不円滑で、日本の国民が食うに困
るとは考えておりません。それで主として
お聞きしたかったのは、今頃になつ
てそれをとやかく言わないで、先に全
部交渉が済んでからその計画を出すべ
きではなかつたか。先刻法律を出しに
なる準備をされているという御説明が
あつたが、法律を作るのには相当の日
数も要るし、或いは役所のほうであら
ゆる面を検討して頭を使つたと思う。
そんな余計なことはやめて、ちゃんと
初めからこうしたらどうか、こうする
のがいいか、こういうふうにならな
くて、然る後に順次小売から卸から始
めて行くようではいけないか、そうい
うことをやっているのか、そういう
ことです。そこで今度次官のお話
はそれと違ふので、私の聞くのは、そ
ういう準備なことではだめだ、そん
なことどうするかという根本です
が、それをお聞きしたい。

○政府委員(島村軍次君) 私も最初そ
う考えましたし、事務的にやつて行く

間にはなか／＼それが来て、お話のよ
うには参らなかつたというところは、甚
だ遺憾に思ふのですけれども、今日ま
で誠に申訳ないようなすが来ており
ますけれども、そのために折角勉強し
ておるところですから、今暫くお待ち
を願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 公団をたくさん作つ
た、ところが先方は公団を作れとい
うのじやない、公団でなくとも結構だ
が、政府の手で完全に配給する方法を
講ぜよ、こういうのであつて、研究し
て見たらなか／＼ない。だから公団で
やらなければならぬというのでやら
れた。それに殆んど政府の機関で、あ
らゆる公団が相当きつ監督の下に事
業を行なつて来た。結果を見ると、一
つもその公団がきれいな葬式をする公
団はなく、皆非常にまずい葬式をや
つてゐる。だからこの際非常にごまか
し易い運賃プールというふうなもの
は、なか／＼役所の人が考えてゐるの
と違つて、専門家はあらゆる面に穴を
あけて、又それを繰返すようなことを
する。これは関係方面でなくとも、私
もいかんと思う。だからそういうこと
を考へて見なかつたかどうか。こうい
うものは外すならばすばんと外すか、
やるならば統制を元通りやるか、どち
らか、生半可な統制は今後一切やめて
欲しいと思ふ。

そこで話は変わりますが、肥料のこと
を随分論ぜられた、ここにおられる渡
辺さんは農林省切つての神様で、やる
方法については非常に心配された。と
ころが一番心配なのは運賃プールをす
る場所がない、これをえすればできる
が、さりとて農林省はそれを皆受取つ
てやる能力がないと、そういうむずか

しいことを論じて、今のようものが
たくさんできて、農家も業者も困つて
おる、役所も非常に困つておる。そう
いう目の前のことがあるから、殊に肥
料は肥料として、なくても事が足りる
が、食糧は高く売られたり、途中で何
されることはないと思うが、その間で
政府をこまかして、何とか儲けようと
いう算段が講ぜられるような機関は、
私は作るべきではないと思ふから、そ
のことをどう考へておるか、お聞きし
たいと思ふ。

○政府委員(島村軍次君) 肥料の問題
に關連を持つて、食糧の事例を以ての
お話は御尤もであります。肥料の統制
を外す時分に、もう少し考へておつた
らよかつたのだと私も考へます。併し
今になつてお話の点の、非常に矛盾の
ある点も私も承知をいたしております
が、前轍を踏まないように食糧の問題
を扱うということの一番いい方法は、
金がかつたもので、公団の、役人がやる
ということが外部的には一番いいので
はないか。併し役人がやる場合には非
常なむずかしいことで、或いはお話の
ように食糧のプール計算を役人自身が
やるというところは、やつてみれば欠点
が多数出るのではないかと思います。
そこが踏み切りがつかないところだ
と思ひますが、この段階に至つては、
若し今交渉しておる問題がいけない場
合には、そういう措置を折角研究をい
たしておるので、改めていけない場合
にはどういう方法をとるかということ
を、一つ国会でよく十分御審議を願つ
て決定したいと、それでは間に合はん
じやないかということになるとお考へ
になるかも知れませんが、三月の終り
までには、決してそうまでかからん問

題でありますし、登録をやつてその
問題を決定することは遅くないと、こ
ういふふうな考へ方を以て今進行いた
しておるのであります。

○岡村文四郎君 役所がそういう事務
をやることは非常に金がかかる、これ
は同意であります。ところが金のかか
るようにできておる役所に行つて、殊
に全部というてもよくらいであります
が、殊に食糧庁の事務組織というも
のは、それは面倒くさいの何のとい
うことではない、とにかく一つ用事を持
つて行くと、四回くらい行かんと思
ふ。そこで片柳さんはやつておられた
わけですが、ああいうことは、どだい
仕事をこしらへるのも同じなんで、何
ぼでもできる。そういうふうな仕事に
金をかけないで、スムーズにすつとで
きるやりかたが……。できなかつたな
ら教えて上げるから、いつでも聞きに
やつて来るがいい。我々が一番困つて
來ておる。どうしたらいいかというこ
とは非常に苦心しておるから、いつ
でも教えて上げるが、今のようないつ
の用事といつたら、四回も五回も行か
なければできない、こういうことをし
ていたんでは、金がかかる前提だか
ら……。そういうことでなくて、何ぼ
でも金をかけないでできる方法がある
から、それを講じて、私はどうしても
半統制をやめて、そうして下のものは
止むを得ないからやつたが、上の大事
なところはさつぱりと切替えて政府で
やるべきだと思ふから、その方面に進
んでほしいことを希望する。

○片柳眞吉君 御の問題は、私もなお
意見があります。これは後ほど安孫
子君が参りましたら更に質問をしま
すが、丁度農政局長もおいででありま

すので、食糧確保臨時措置法の關係で
一つ御質問をしたいと思ひます。
これはこの前の国会でも私から安孫
子長官に質問いたしました場合に、簡單な
御答弁があつたわけですが、食糧法が
三月までは少くとも有効であるにもか
かわらず、去年の麦、今年の米につき
まして事前割当をやつておられない。こ
れは私、やはり法律の解釈としては無
理があるのではないかと、「すべし」
とはなつておらんけれども、「何々す」
となつておらんからして、これは法律が
有効である間は、やはり事前割当をす
るということが、少くとも法律の趣旨
に合致するのではないか、この点につ
きまして先ず御意見を伺いたいと思ひ
ます。

それから第二の点は、先ほど安孫子
君のお話でも、麦の統制はやはり外し
て行きたいという方針には変更がない
ということでありましたが、昨今の情
勢を見て参りますと、例えば飼料な
んかが非常に値上りになりまして、米
糠なりその他の飼料が高値を呼んでお
る時期なんですが、或いは又アルコー
ル工場などでもなか／＼原料が入らな
いので、非常な今原料の買付に狂奔し
ておる、こういうふうな情勢下におい
て麦の統制を外しますと、今年の麦
は、そういうふうな飼料なり或いは工
業方面に殆ど流れてしまつて、政府買
入は殆どできないことになるのではな
いかというところになると思ふのであ
りますが、これに対する御所見を一つお
願ひしたいと思ひます。

それと關連して麦が非常に高く売れ
る、或いは昨年の「いも」が、いろい
ろな事情があるようですが、甘藷も我
我が心配しておつたとは逆に、実は非

常に最近高く売れるというようになつた。こういうふうに甘藷なり雑穀、或いは麦等の統制を外して見ますと、農家としては有利な作物を作りたいうことは当然であるわけであり、そうすると米のほうの生産計画を或る程度食糧法によらずして、今計画をお示しになつておるようでありまされども、ほかの有利な作物があれば、そつちへどん／＼転換をする。勿論水稲でありますから、水稲は簡単に転作はできないと思ひますが、少くとも陸稻の場合には、又甘藷を作るといふようなことが相当私に起きて来るのではないかと思ひます。そうしますと、肝腎の米の生産面積、作付面積が相当減るということは、私は心配されるべきことだと思ひます。これに對してまあどういふお考えを持つていらつしやいますか。これは昨今の情勢が私は大分變つて來ておると思ひますが、この三点につきまして、一つ政府の御答弁を伺ひたい。

○政府委員(藤田巖君) 食糧法が三月まである期間は、やはり理論的には事前割當をすべきである。麦、米等についての事前割當をしないのは、これはやはり規則上違反ではないかというお話をございしますが、これは理窟、理論、形式的の理論を通しますれば私はその通りであると思ひます。これは前例、例えば「いも」につきましてやはりそういう議論もございまして、たしかあの当時は食糧法の改正をいたしたと記憶いたしております。従つて麦及び米についてもそれは當然いたすべきであります。これは御承知の通り事前割當を仮にいたしましても、三月以降においての補正なりそのほかの問題

というものは、これは食糧法がなくなつてしまふわけでありまして、仮にいたしましても、それは結局その尻括りのところがなくなつてしまふわけでありまして、而もまあ丁度国会に御審議を受けるというふうな適当な機会もなかつたわけでありまして、従つてこれは私にいたしましては、形式的には有効だと考へておりますが、さうな事情で今度改めてこの問題について、食糧法のあとの対策というものを立てるというこゝによつてまあ御了承を頂きたい、こう考へております。事實あの当時それを改正するをいたしますと、やはり根本的問題が出る、ですから遡つて食糧法全体の問題をやはり討議しなければならぬ。時期的にさうなことに相成つたわけでありま

それから麦の統制を外した場合に、むしろ麦がその他の部面へ流れて行くのじやないかという御懸念でございす。これは一つは、私はやはり価格のきめかたにもよるといふことを感じます。勿論麦は自由にいたしまして、政府のきめた価格で持つて來る場合に買つて、併しながら農家は他へ売つていいというふうな考へ方でおるのじやないか、当然それはそのときの経済事情で、或いはほかの部面へ有利であるならば持つて行くといふことも私は予想されると思ひます。丁度「いも」について政府が買入価格をきめまして、特価が非常に高くなつたために「いも」が集まらなかつたといふふうな現象が、やはり麦についても或いは起るのじやないかと思ひますが、併しながらこの麦といふふうな、かような作物について、私は全体的にすべ

てそれが全部はかへ流れるとも感じないのでありまして、これはやはり金融の問題といふふうな点も当然関係することであると思ひます。農家としてはその收穫時に、やはり金銭に替へなきやならぬといふふうな事情も起つて來るわけでありまして、従つて我々といひましては、価格等についてその辺をよく検討する必要があると思ひます。この価格のきめかたについて合理的にきめますならば、やはり相当量といふものは、金融等の関係もあり、やはり私どものほうへ持つて來るといふふうに相成るであろう、さうにむしろすべきであるといふふうに私どもは考へております。

それからこの事前割當がなくなつた結果、有利作物を作つて、従つて米の生産計画、或いは麦の生産計画が崩れやしないかといふことでありますが、これは私どももいたしましては、むしろ従來の米麦に偏重をいたしたた作付割當といふものについて、やはり反省をしなければならぬのじやないかと、さういふものを作らなければならぬといふふうな事態に、非常に不利な事態にあつた。従つて農家自身の自主的な作付計画といふものが、割當制度によつて歪められておるといふことがあつたと思ひます。従つてその部面において、私は農家が有利な作物を選んで、さうして総合的に農家経営の安定を図る。又改善を図るといふ方向に行くことについては、私はこれはいいのではなからうか。永い目で見ていいの

ではなからうかと思ひます。それから將來の食糧といふものは、ただ單に米麦だけに偏重することなく、やはりものと総合的に各種の作物を作り、総合的な食糧需給の計画を立て、而も農家経営として安定するといふ方向に持つて行くべきであるといふふうに考へております。それから家際問題といたしまして、水稲等については、ほかのものにさう転換をするといふことは、殆んどこれはできなからうかと思ひます。陸稻等についてもそれはあることでありまして、むしろ甘藷が陸稻に變つて來ておるような傾向にあります。それから全体的に申しまして、若干のそのとき／＼の情勢で作物が變化いたしたとしても、大勢といたしましては日本の農業といふものが、やはり米と麦といふものを大部分作らざるを得ないといふふうな關係にあることであらうと思ひますからして、それは我々として強制することなく、むしろ米及び麦を作ることが有利であり、而も米、麦を作つて農家経営が成立つといふ方向に、強制することなく持つて行くといふことが、やはり正しい農業の指導方針であるといふふうに考へます。

○片柳眞吉君 麦の価格の問題で御答へがございましたが、これはすでに私は方針がきまつておるといふふうに承知しておりました。従来よりも米に對する麦の比率を下げるということは大體決定されておるようでありまして、さうすると少くとも麦の価格が合理的にきまるといふお話でありましたけれども、従来よりも米に對しては不利になつたといふことは、これははつきりしたことでありまして、従いまして麦の価格

を合理的に決定すれば、政府でも買へるといふお答えは、むしろ逆ではないかといふふうに感ずるのであります。最近の飼料なりアルコール原料の買付競争はお聞きになつてゐると思ひますが、非常な猛烈なものでありまして、而も主要食糧の輸入さえ困難な時期でありますから、飼料の輸入といふところまではな／＼行かないと思ひるのであります。その意味で私はやはり政府の買入れは、相当困難ではないかといふことを心配しております。その意味で先ほど安孫子長官が言われました、原則としては自由買入れにするが、必要があれば強制買入れの途もくつ付けて置くといふこと、この辺に私は或る程度政府の弱味も出ておると思ひのであります。そこまで行くのであれば、最近の情勢では、むしろ全体としては政府が買入ことを建前にして置きまして、幸い食糧が外国からどん／＼入つて來れば、むしろその情勢に應じて、隨時統制を外すといふことのほうが私は本道だと思ひます。これは特に島村政府次官の明快なる御答弁を得たいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 内輪でも同様な議論を決定までにはいたしたわけでありまして、そこで麦の価格の安いということは、これは事實であると思ひます。我々も一応予算数字としては、あれできめられた形では、農林當局としてはむしろ遺憾に思つておるのであります。是れもつと価格の高いような方法を是非とも考へるべきじやないかという、これはまあ私の私見であります。持つておるわけでありまして、そこでお話の通りに逆に統制を外すといふ方針で進んで、それに情勢によつては

強制する、こういうことに今提案をする予定にいたしております。政務次官になつたからさういうことに追従したというわけでもありませんが、買上げというものが、お話の通りに飼料とか或いはアルコール原料に流れるということも考えられますけれども、ともかくも形は自由買入れということになります、併し全量を買入ということには供出の制度と何ら変りがない、こういうことも一面考えられると思うのであります。そこで結局価格の問題に連帯を持つて来るわけでありまして、そこで今の方針を進めて置いて、情勢によつては強制買上げをするということでも、結局お話の点と一致するので、かような方針をとることも何ら差支えないという私は考えを持っております。

○政府委員(藤田巖君) さつきの麦価問題ですが、これは島村政務次官からお話がございましたが、御承知の通り麦価は八一・三の対米価比率を、予算麦価としては六四に引下げ、一応それで予算の麦価はきまつております。併しこれは飽くまでも予算の麦価でありまして、私どももいたしましては、来年の米価なり麦価というものは、予算通りに釘付けられておるとは考えていない、勿論非常に変るといふことも、それは予想はできないかも知れませんが、やはりそのときの情勢によつて麦価というものについても再検討の余地が全然ないといふことは考えておりません。従つてさういふふうな意味合で我々といひましては、いよく現実の問題に當面いたしました場合は、二十六年産麦の価格をきめる問題は、先ほど申しましたような気持できめて

行きたい、又きめる余地もあるのじやないか、さうな意味で申したのであります。

○片柳眞吉君 只今政務次官から、必要があれば強制買入れをするといふことと何とかなるだらうというお答がありました、これは過去の食糧統制の沿革をお調べ願へば、食糧情勢が緊迫して、そこで政府が買おうといふ場合に買えないといふことは、もう非常に明瞭な過去の事実があるわけであり、これは丁度現在の安本長官が米穀局長のときに、当時の米穀会社に食糧の買付けを命じたけれども、却つてそれは値段の引上になつた結果がなかつた。情勢が悪かつたからそこで買うといふことでは、これはもう観念上制度があるに過ぎません、却つて私は物の偏在なり或いは価格の引上になつた結果がないと思つております。

○片柳眞吉君 いや、ですから政府が国内産麦を大体予定通り買上げますれば、それは問題がないわけですが、私どもは買えない場合にやはり切下げといふことに私はなるのじやないかと、こう思つております。問題は仮定の問題ではあります、国内産麦が政府の所に入りつて来ないといふ場合に、私は切下げるより以外に途はないと思ひますが、重ねてその辺に對しましてお答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 或いは甘い考へ方かも知れませんが、最近の配給情勢等から考えまして、まあ麦をクローブにしたり、その結果は、まあ片柳さんの御承知の通りに日本人の嗜好の点からいつて、昨年の配給辞退は、一カ年を通じて約四十五万何千トンであつたと思ひます。これが今年その通りにあるかどうかはわかりませんが、併し事

実においては最近の数字を私は知りませんけれども、いろ／＼の情勢や、或いは又ほかのほうの断片的ないろ／＼のお話を承つて見ると、これは感じでありまして配給辞退の予定を申すわけではありませんが、さういふふうな情勢下にもありますし、又この買上げが政府の予想通り来ないといふことも、今から対策を考えておらないやならん問題だと思つておられます、まあ結局世界の情勢と言ひますが、さういふ点から切下げるといふことは、これはもう絶対にやらないといふ考え方で万般の措置を講ずるということ、政府としては当然進むべきだと、かような考え方を持つておるので、切下げについては全然考へていないと、さういふように一つ御了承願ひたいと思ひます。

○片柳眞吉君 甚だくだいようであり、併し、さういふ二合七勺を堅持するといふ方針でありますれば、それと農家が政府へ売つて来れば買入といふ、さういふ自由買入の体制がここに非常におかしいと思つておられますが、やはり飽くまで二合七勺の配給量だけあれば、これはやはり必要量だけは買入の、買入得るといふ確固たる制度がないといふかといふふうに考へますが、その間の関連を一つお答願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) これはまあ見解の相違になるかも知れませんが、むしろ御心配を頂く点については非常に敬意を表し、且つ研究を進めなければならん問題だと思つておられますが、そこに従来の情勢よりは、多少国際情勢なりいろ／＼の関係で考慮せねばならんといふことから、或いは弱

ので、強制買上をあとへ加へることは弱じやないかといふ御意見もあつたやうであります、これに對しては情勢によつて考へるということでありまして、その情勢が間に合うか間に合わないかといふことに対する見解の問題になつて来るのじやないかと思つておられます、御注意にもありますし、十分一つ今からそれらに對する対策を講じたいと、かように存じておるところであります。その辺で一つ御勘弁願ひます。

○岡村文四郎君 非常に疑問を持つておつた問題であります、今お話を聞く、まあ更張義が深まつて参ります。そこで今までの幾たびかの政府の説明では、雜穀は統制を廃止する、米は止むを得ない、麦は自由買付をやる、売りたいといふ農家からの希望があれば買入、さういふので来ておられますが、今聞くとさうではない、非常に矛盾したお話を……政府が食糧を買入れて、配給する面ばかり心配しておるやうであります、作る百姓の身になつた考へて見るといふかと思ひます。私は麦はさうなる、さういふことを言つておられます、市町村ではさうじやない、割当を反別に計画をし、そして目標を演されてしまふ。だから話が違ふ、さういふことを言つておる。ところがこれをはつきりしてもしませんと、止むを得なければ強制買上をする、さういふ法律は私は絶対に認めません。さういふことは非常に困るので、はつきりとした、元々から必要な数量は買入といふ計画でない、百姓を相當に馬鹿にして来たわけなんです、これ以上又馬鹿にするやうな法律は、島村さんは百姓のことを知つておるはずで

それなのにそれに賛成するということは、甚だ心外でございまして、若し賛成せんなら、だめなら政務次官をおやめになつたらいと思ひます。そういう百姓を馬鹿にした、如何にも百姓のほうから見たら何やらわからない。今年ば麦は自由だという考で播き付けをする。ところがその段になつて見れば要らない。要らないから作らなくてもいいわけである。ところが又強制するかも知れない。そういうことは、そんな矛盾した法律が、私はほかにはないと思ふのですが、例えば北海道のように麦の割当をして作らすことは誠に適策でない。これはたび／＼言つて来たのでありますが、止むを得ず、わけのわからんものは今度はあつさりやめようかと考へておる。ところが農業は、こういう目標でこうするのだ、政府は又一割増産とか何か言つて歩いて見たり、さつぱりわからん。はつきりした、食糧のことだから、麦だけは買つたのだ。割当をして強制買上げるのだ、こういうのはつきりしたことを示さないで、何やらわからんようなことを政府が一体そういうことを言つておることを甚だ不快だ。我々はそんなことをきめるわけには参りません。各位はきめるかも知れませんが、それは農家の立場で、百姓の立場で一生懸命叫んでそれが通らなければ止むを得ません。それでそんな止むを得るときには強制をしますと言ふ。そういう法律がほかにあつたのでは私も考えますが、恐らくないと思ひます。だから食糧のことです。最初から計画をはつきり立てて、前に言つておる通りに自由であれば結構と思ひます。そうでなければ、断然そういうものを出してもら

ないことを今から要望して置こうと思ひますが、どうでしようか。

○政府委員(島村軍次君) 岡村さんのお考えは、私もよくわかるのですが、併し法制というものを、そうびしやつとはつきり強制を前提として法制を作る必要がないという考え方ですね、今の既定方針で進んでおるわけですが、これが極く、まああなたの御意見はよくわかりますけれども、止むを得ずという言葉を私は使つたら取消してもいいのですが、法制的に考へますが、強制をなし得るという規定を加えても、別に差支えないじやないかと思ひます。又さようなことが情勢によつては變つて来るということもまあおわかり願へると思ひます。その意味で一ツ検討願ひます。

○岡村文四郎君 麦は、次官に話しても満更わからんわけでもありませんが、麦だけ何もそんなごまかしを言わないで……私は必要があると思ふ。当然この麦を片柳さんの御心配のように、必要があるでなしに、金があれば買つ、こういう行きかたは、食糧がもつた然見通しが大丈夫であるというときの話であつて、これはもう買わんとする。ところが輸入をしてそれで賄ふというわけにはいかんということになると思ふ。ところが輸入をしてそれで賄ふという日本が、この國際情勢がどうなるかわからん非常に不安なときに、せめて麦だけは、私は統制は非常に嫌なんです、これは國の政策上当然統制をすべきであると思ふ。それがそうでないから非常に話がおかしいので、そういう公約とか、或いは覚にこたつた政策は、一切この際やめなければいかんと思ふ。公約は何としてもそれはそのときの單なる言ひことで、

それを本氣になつて聞いておる者はありません。それを盾に取つて、どうしても通さなければならんというものは一切おとりやめ願ひます。はつきり初めから統制は統制、ないものはない、こうしなければ、これまで百姓をどのくらい虐げて来たかわかりませんが、而も価格が、大蔵次官が言うように、金のある者は高い米を買つて食つたらしい、金のない者は麦を買つて食つたらしい、麦と米の比重というものは、日本ばかりでなくて、世界的にはつきりしてゐるので、うんと下げなければならん、半分ぐらいが正當であらう、こう言つておる。百姓はうんと怒つてゐる、怒つてゐるが、いろ／＼な面を生殺し、それこそ生殺しなんで、生殺しはやめて、初めからそうすべきである。日本の農業の立場がどうなるかということもあなたは知つてゐると思ふ。値段がよければそれでもいい、一番引合の悪い、そろばんの悪いものを生殺しにしてやることは一切罷りならん。場合によつてはという言葉を使うことは、言わなくても結構です。統制するということにしなければ幾ら政務次官が自由党の内閣に入つておつても、そこそこだつてはいけません。はつきり自分の所信を明らかにしてやつてもらわなければ困る。百姓に聞いたら、百人聞いたら百人、それはいかんときつと言ふ。我々は作することを考へておるではありません。需要者のために迷惑をかけてはいかんと思ふから心配してゐる。又輸入を避けなければならんことも知つてゐる。国内の農政ということではこれは當然許されんことだ。せめて雑穀というので、雑穀は近々に外すことになつておるよう

が、その大事な麦を、できればやるし、できなければしないというようにな、何だかどうも閣下にも劣るようなそんな法律は、絶対やつてもらつちやならん。それでもやるといふ御意思があるかどうか。政務次官は少しこたわらないで、内閣に入つても結構だから、判然とした気持ちで、折角なつた政務次官だからまあ／＼ということでもなく、自分の意思をはつきり披瀝してゐたい。

○政府委員(島村軍次君) 御忠告は誠に有難うございしますが、私は生殺しじやないと思ひます。私のほうの郷里に帰つて見ても、百姓の心理をつかんで見るといふと、今の既定方針で進むことには相當歡迎を受けております。そして決して生殺しじやないと思ひます。できた物は皆買上げるということでありまして、形はそれは強制でないにしても、それで価格の点はお話の通りであります。それは議論の余地はあろうと思ひますけれども、そういう強制だといふのと、全量買上げるということに非常にこだわるというところに、私はむしろ岡村さんのほうが、どうもどうかしてゐるのではないかと思ひます。(笑聲)

○岡村文四郎君 少し次官は見解を広くして見るようにしてもらいたい。何も麦を作るよりほかに途がないということは、岡山附近ばかりでなく、当然麦は作るべきである。麦を作らなければならん、そうでなく、麦を作らなくても他に有利な作物がある所は、これを作らないようにすることが適地適作である。それにもかかわらず、割当をしてそうしてやつておるから、そこに矛盾があるのであつて、放つて置け

ばいい。できたら買ふ、全量買ひます。それでは割当することが自体間違つておる。それならば割当だけ買つたらしい。僕は何も割当が悪いと言つておるではありません。割当ならそれではつきりするので、必要なものは全量買上げるということは結構なんです。ところが強制買上げをするところ

に矛盾がある。安い価格で強制買上げによつて買ふ。岡山の百姓は、あなたの弁がうまいから騙されてゐるだけで、そんな馬鹿なことでは困る。あなたは岡山にお歸りになつてうまいことを言へば済むというのでやつて、それで違ひますというのとはとんだ間違ひです。北海道には麦は一切割当てないというならば結構です。内地は米や麦を作るより方法がないという所が多い。例えば水田のない香川県は麦でなければならん。絶対麦を作らなければならん。そういう所ならばいいが、そうでない所にそういうことを言うからおかしい。法律を作つて、はつきり自由だと、こう書くならば私は黙つておる。そんなことはできないはずだ。それでも矛盾がありません。岡山ではそう言つておるということ、次官が言うことが根本的に間違つておる。うまいことを言へば、百姓は無知でしか

ら、そう言うのは当然なんです。結果においてどうなるか見ないで、そうして言うことは真ツ平御免だ、法律できめるならばつきりきめるべきだ。それをどう考へておるか、もう一遍聞きたい。

○政府委員(島村軍次君) 言葉の足らんとところは一つお許しを頂きまして、の本當の気持は、私は先ほど答弁した私と何ら変りはないのです。割当の間

ばいい。できたら買ふ、全量買ひます。それでは割当することが自体間違つておる。それならば割当だけ買つたらしい。僕は何も割当が悪いと言つておるではありません。割当ならそれではつきりするので、必要なものは全量買上げるということは結構なんです。ところが強制買上げをするところ

に矛盾がある。安い価格で強制買上げによつて買ふ。岡山の百姓は、あなたの弁がうまいから騙されてゐるだけで、そんな馬鹿なことでは困る。あなたは岡山にお歸りになつてうまいことを言へば済むというのでやつて、それで違ひますというのとはとんだ間違ひです。北海道には麦は一切割当てないというならば結構です。内地は米や麦を作るより方法がないという所が多い。例えば水田のない香川県は麦でなければならん。絶対麦を作らなければならん。そういう所ならばいいが、そうでない所にそういうことを言うからおかしい。法律を作つて、はつきり自由だと、こう書くならば私は黙つておる。そんなことはできないはずだ。それでも矛盾がありません。岡山ではそう言つておるということ、次官が言うことが根本的に間違つておる。うまいことを言へば、百姓は無知でしか

題については、これは御案内通りに事前割当はやめて、麦のすでに目標を示したのであります。これは詭弁でも何でもないので、各戸へ割当てたわけではない。百姓の立場から言えば、だから転換した人もあろうと思う。それが自然の姿である。それをでき上つたものに対しては全部を賈うということに進んでおるわけでありませう。だからして既定の方針が、百姓の立場から言つても、決して間違いないと、私自身もさように信じております。

○委員長(羽生三三君) それでは午後一時まで休憩いたしまして、一時から又この問題並に提出を予定される農業委員会法案と併せて御審議を願います。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十九分開会
○理事(片柳眞吉君) それでは午前中に引続いて委員会を再開いたします。

午前中の食糧統制に関する問題は又後刻に譲りまして、これからは政府の提出を予定されております農業委員会法案の骨子が大体固まつて来たようでありませう。今日はこの内容について政府の御説明を聞くことにしたいと思います。最初に藤田農政局長から概要を聞くことにいたします。

○政府委員(藤田農政局長) 本国会に提案を予定いたしております、現在準備をいたしております農業委員会法案の概要を御説明申上げたいと存じます。

この法案の狙いは、現在の機構として、農家の下から盛り上つたところの機関が欠けておるといふことが、農業政策を推進し、而も農家の経営安定、生産力の発展を図ります上

に、一つの大きな障害になつておりますのでありますが、その意味におきまして従来ございます三つの委員会、即ち農地関係については農地委員会、それから食糧供給及びこれに伴う農業計画関係につきましては農業調整委員会、それからもう一つ農業技術改良関係につきましては行政措置によつてでき

ております農業改良委員会、この三つの委員会を統合いたしまして、それぞれの委員会は従来積極的な活動を続け、その成果も上つておるわけでありませう。所掌事務の範囲がばらばらになつて、関連性という点において欠けるところがございませうので、全体として総合的にやらす意味で、総合的な代表機関というものを作りたいというこ

とが、この法律案を提案いたします根本的な趣旨でございます。それでこの法律案の主要な点を概略申上げますと、先ず第一にこの法律案は農業委員会に関する組織法というこ

とに考えております。つまり農業委員会は耕作の業務を営む農民が民主主義の原則によつて作り、運営する農民の代表機関である、そうして農村における自作層、小作層の意見が公平に代表

されるように、原則として階層選挙によるという建前をとつております。選挙権、被選挙権を市町村に住所を持つております成年農民に平等に与えて、選挙農民によるリコール制度を設けておるといふ点が第一点でございます。それから第二点は、農業委員会の立

方公務員であるというふうな考え方にしておるわけでありませう。

それから第三は、農業委員会は農業全般に関する事項をその所掌事務といたすということでありませう。農業委員

会は執行機関といたしまして自作農の創設、維持、或いは農地等の利用関係の調整、土地の改良、交換分合に関する事務及び小作調停に関する勸解等を処理いたしますほか、諮問機関といたしまして、土地の開墾、改良、保全、その他土地の生産条件の整備、農業技術の改良、その他農業生産に関する事項等、農業振興のために必要な事項に

ついての総合計画の樹立実施について、地方公共団体の長に建議をいたし、或いは諮問に應ずる、かような関係に考へておるわけである。なお主食の統制との関係におきましては、これは別途米麦の政府買入数量の指示に関する法律案というものが、これは食糧庁関係で準備をされておりますわけでありませう。これによりまして農業委員

会は供出割当に関する諮問機関というふうな考え方で構想をいたしております。それから第四点は、これは監督の關係でございますが、これは本来この委員会は農民の民主的な代表機関でありませう。できるだけ自主性を尊重するとい

うために、行政庁の監督は極力排除をいたして考へております。ただ農地関係の仕事につきましてはそのことの性質上、当然その自治に放任するわけには参りませう。従来農地委員会同様、さような事項に限りまして行政庁の監督権を留保するというふうな考え方で構想をいたしております。大体大

ざつぱに申しますと、さようなことが農業委員会の内容のあらましでございます。

〔理事片柳眞吉君退席、委員長着席〕

○委員長(羽生三三君) もう少し詳しく、内容について。
○政府委員(藤田農政局長) それでは、今

ざつと御説明申上げましたが、或いは抽象的だつたかと思ひます。それで農業委員会法案について大体主な点を御説明申上げます。

先ず第一條であります。これはこの法律の目的を書いてあるわけでありませう。農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員会を設けて、その所掌事務の範囲及び組織を定めることを目的とする。先ほど申しました組織法であるということでありませう。

それから次の第二條、これは従来の農地及び自作地等の定義に関する規定であります。これは従来の規定と変わりがございませうので、省略いたします。

第三條の「設置」でございますが、市町村に市町村の農業委員会、それから都道府県に都道府県の農業委員会を置くということになつております。但し市町村の区域内の農地面積が著しく大きい市町村にありましては、都道府県知事の承認を御二つ以上の市町村農業委員会を置くことができるという規定を設けてございませう。それから又逆に、その区域内の農地面積が著しく小さい市町村にありましては、都道府県知事の承認を受けまして市町村農

業委員会を置かないことができる。こ

ういうふうな場合には市町村の農業委員会に関する権限はその市町村長が行う。こ

ういうふうな規定が置いてあるのであります。従来の農地委員会或いは農業調整委員会の規定の精神を踏襲いたして行きましたわけでありませう。

それから「経費の負担」、第四條でございますが、これは先ほど申上げましたように、農業委員会の経費というものは、これは都道府県の負担とし、市町村農業委員会に要する経費は市町村の負担とする。つまり自治体の機関であるというふうな性格を書いたわけでありませうが、併しながらこの仕事については非常にたくさん国の事務、或いは又国家的な事務の要素もございませうので、その次に第五條で、国は毎年度予算の範囲内において前條の経費を補助するといふふうな建前に考へておりますわけでありませう。これに要する経費といたしまして大体昭和二十六年

わけでありませんが、第三項といたしましては、いわゆる農業計画、総合的な農業計画の樹立及び実施について市町村長に建議し、又は市町村長の諮問に応じ答申するという権限を書いておるわけでありまして、なお農業調整関係の仕事につきましては、これはここには書いてございせんが、別途現在準備いたしております米麦等の買入に関する法律案の中で、この法律に追加いたします。その権限をこの法律の中に追加するということを考えておりますわけでありまして、

それからその次は、第九條関係、これは選挙に関する規定でございまして、これは先ほど申し上げましたように、市町村の農業委員会は二階層によるところの階層別選挙というふうな構成を考えております。一号委員五名、それから二号委員十名、結局十五名というふうなことに考えておりますわけでありまして、ただ階層別選挙につきましては、例外的規定をいたしまして、十條を御覧頂きたいと考えております。非常に小さな市町村、つまりその市町村においてこの階層に属する選挙権を持つておる農民の数が、それ／＼の属する区分の委員の定数の十五倍以下である、かような小さなところでは階層別選挙によらずに全層選挙を行う。この場合に於ける委員の定数は十五名、かように例外的な規定を設けておりますわけでありまして、これが選挙によつて選ばれる委員でございまして、そのほかに選任委員の規定をおいておるわけでございます。ずつと飛ばして頂きます、十五條に選任による委員といたしまして、この十五名の委員のほか、市町村長は農業委員会の所掌事務

は、これは別途米麦等の買上げに関する手続を規定いたします法律案によつて、その権限をこれに追加をいたします予定で考えております。この規定は、大體従来の農地委員会及び農業改良委員会、農業調整委員会の規定と大同小異でございまして、省略をさして頂きたいと思ひます。交つております規定は、ずつと選挙権、選挙手続の規定は飛ばして行きます、代表者会議の規定があるわけでございます。それは三十八條です。「都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第八條第三項又は第二十六條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。従来農地委員会は御承知の通り市町村及び都道府県にあります。農業調整委員会のほうには地方の農業調整委員会というものがあつたわけでありまして、今度の農業委員会といたしましては、系統といたしましては市町村及び都道府県の二段階というふうな考えであります。農業委員会の所掌すべき事務の中で、やはりこの地方的に、或る区域において代表者会議というものを以てそれに充てることがどうしても必要である。又それが円滑に仕事を進める上に便利であるという理由もございまして、さういふ意味から代表者会議の規定を置いたわけでありまして、委員の人数は、これは十五名というふうな考

えておりますが、それについては市町村の農業委員会と同様、更に五名を限つて選任委員を置くことができるという規定があるわけでありまして、それからそのほかの会議の規定、これは従来と同様でございまして、それから雜則関係、これについても大體従来と同様な規定が置かれておるわけでありまして、ただ先ほどちよつと申し上げましたように、農地関係の仕事については行政官庁の一定の監督権というものを若干保留をいたすということに相成つております。そのほか事務的な規定が入つておりますけれども、これについては従来のもものと大差はございませんので、省略させて頂きたいと思ひます。

以上でございます。○西山龜七君 従来のこういう三つの委員会を一つにまとめる。これは先ほど御説明がありましたように、こういうふうな目標の通りに行きますかどうか、それ／＼従来の委員は分野が違つて、その性格によつてやつておるものが一つになりまして、その人の工合、それが工合よく行くかどうか、これをどういふふうにお考えになつておられますか。この一つになりますのはやはり予算の関係が多分にあります。さうでなしにやはり三つの委員会を一つにするのがよい、こういうふうな意味でありますか。それをお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(藤田廣君) この従来の三つの委員会は、これはそれ／＼その目的を持つて設立されたものでありまして、その後積極的な活動も行い、効果も挙げておるわけでありまして、併しなからその当時の事情とは大分事情も變つて参つておると考えます。例えば農地改革の仕事にいたしまして、ずつと進んで参つております。或いは農業調整の関係にいたしまして、すでに事前割当は停止をされ、さうして事後割当に移つて行こうと、こういうふうになつておるわけでありまして、従つて私どももいたしましては、やはりむしろ村などにおきましては、一つの委員会が、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、やはり総合的な観点から農家の自主的な農業計画というものを立てて行くという、総合的にまとまつて行くということが必要でないかというふうな考え方から、これを一つにしようとする。勿論これは予算関係は全然ないというところはございせん。一方又財政の立場からいたしまして、極力、予算はできるだけ少くして、それによつて効果を挙げるといふ必要も、これはあるわけでありまして、併しながら狙いは、ただ単に予算がなくなつて来たから一つにしたということではなくして、やはり構想としては一つのもので、総合的に考えるというこのほうが、これは農家のためにも、又国家的な立場から見てもいいということから考えたのであります。

○溝口三郎君 農政局長にお伺いしたいのですが、農業委員会法案、これは前の農業調整委員会の考え方から非常に變つて来まして、農村の本格的な立場から問題になつておるこの農民代表機関としてできるものかと思ひますが、農業生産力の発展、農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するといふような、こういう第一

は、これは別途米麦等の買上げに関する手続を規定いたします法律案によつて、その権限をこれに追加をいたします予定で考えております。この規定は、大體従来の農地委員会及び農業改良委員会、農業調整委員会の規定と大同小異でございまして、省略をさして頂きたいと思ひます。交つております規定は、ずつと選挙権、選挙手続の規定は飛ばして行きます、代表者会議の規定があるわけでございます。それは三十八條です。「都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第八條第三項又は第二十六條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。従来農地委員会は御承知の通り市町村及び都道府県にあります。農業調整委員会のほうには地方の農業調整委員会というものがあつたわけでありまして、今度の農業委員会といたしましては、系統といたしましては市町村及び都道府県の二段階というふうな考えであります。農業委員会の所掌すべき事務の中で、やはりこの地方的に、或る区域において代表者会議というものを以てそれに充てることがどうしても必要である。又それが円滑に仕事を進める上に便利であるという理由もございまして、さういふ意味から代表者会議の規定を置いたわけでありまして、委員の人数は、これは十五名というふうな考

えておりますが、それについては市町村の農業委員会と同様、更に五名を限つて選任委員を置くことができるという規定があるわけでありまして、それからそのほかの会議の規定、これは従来と同様でございまして、それから雜則関係、これについても大體従来と同様な規定が置かれておるわけでありまして、ただ先ほどちよつと申し上げましたように、農地関係の仕事については行政官庁の一定の監督権というものを若干保留をいたすということに相成つております。そのほか事務的な規定が入つておりますけれども、これについては従来のもものと大差はございませんので、省略させて頂きたいと思ひます。

以上でございます。○西山龜七君 従来のこういう三つの委員会を一つにまとめる。これは先ほど御説明がありましたように、こういうふうな目標の通りに行きますかどうか、それ／＼従来の委員は分野が違つて、その性格によつてやつておるものが一つになりまして、その人の工合、それが工合よく行くかどうか、これをどういふふうにお考えになつておられますか。この一つになりますのはやはり予算の関係が多分にあります。さうでなしにやはり三つの委員会を一つにするのがよい、こういうふうな意味でありますか。それをお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(藤田廣君) この従来の三つの委員会は、これはそれ／＼その目的を持つて設立されたものでありまして、その後積極的な活動も行い、効果も挙げておるわけでありまして、併しなからその当時の事情とは大分事情も變つて参つておると考えます。例えば農地改革の仕事にいたしまして、ずつと進んで参つております。或いは農業調整の関係にいたしまして、すでに事前割当は停止をされ、さうして事後割当に移つて行こうと、こういうふうになつておるわけでありまして、従つて私どももいたしましては、やはりむしろ村などにおきましては、一つの委員会が、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、やはり総合的な観点から農家の自主的な農業計画というものを立てて行くという、総合的にまとまつて行くということが必要でないかというふうな考え方から、これを一つにしようとする。勿論これは予算関係は全然ないというところはございせん。一方又財政の立場からいたしまして、極力、予算はできるだけ少くして、それによつて効果を挙げるといふ必要も、これはあるわけでありまして、併しながら狙いは、ただ単に予算がなくなつて来たから一つにしたということではなくして、やはり構想としては一つのもので、総合的に考えるというこのほうが、これは農家のためにも、又国家的な立場から見てもいいということから考えたのであります。

○溝口三郎君 農政局長にお伺いしたいのですが、農業委員会法案、これは前の農業調整委員会の考え方から非常に變つて来まして、農村の本格的な立場から問題になつておるこの農民代表機関としてできるものかと思ひますが、農業生産力の発展、農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するといふような、こういう第一

は、これは別途米麦等の買上げに関する手続を規定いたします法律案によつて、その権限をこれに追加をいたします予定で考えております。この規定は、大體従来の農地委員会及び農業改良委員会、農業調整委員会の規定と大同小異でございまして、省略をさして頂きたいと思ひます。交つております規定は、ずつと選挙権、選挙手続の規定は飛ばして行きます、代表者会議の規定があるわけでございます。それは三十八條です。「都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第八條第三項又は第二十六條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。従来農地委員会は御承知の通り市町村及び都道府県にあります。農業調整委員会のほうには地方の農業調整委員会というものがあつたわけでありまして、今度の農業委員会といたしましては、系統といたしましては市町村及び都道府県の二段階というふうな考えであります。農業委員会の所掌すべき事務の中で、やはりこの地方的に、或る区域において代表者会議というものを以てそれに充てることがどうしても必要である。又それが円滑に仕事を進める上に便利であるという理由もございまして、さういふ意味から代表者会議の規定を置いたわけでありまして、委員の人数は、これは十五名というふうな考

えておりますが、それについては市町村の農業委員会と同様、更に五名を限つて選任委員を置くことができるという規定があるわけでありまして、それからそのほかの会議の規定、これは従来と同様でございまして、それから雜則関係、これについても大體従来と同様な規定が置かれておるわけでありまして、ただ先ほどちよつと申し上げましたように、農地関係の仕事については行政官庁の一定の監督権というものを若干保留をいたすということに相成つております。そのほか事務的な規定が入つておりますけれども、これについては従来のもものと大差はございませんので、省略させて頂きたいと思ひます。

以上でございます。○西山龜七君 従来のこういう三つの委員会を一つにまとめる。これは先ほど御説明がありましたように、こういうふうな目標の通りに行きますかどうか、それ／＼従来の委員は分野が違つて、その性格によつてやつておるものが一つになりまして、その人の工合、それが工合よく行くかどうか、これをどういふふうにお考えになつておられますか。この一つになりますのはやはり予算の関係が多分にあります。さうでなしにやはり三つの委員会を一つにするのがよい、こういうふうな意味でありますか。それをお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(藤田廣君) この従来の三つの委員会は、これはそれ／＼その目的を持つて設立されたものでありまして、その後積極的な活動も行い、効果も挙げておるわけでありまして、併しなからその当時の事情とは大分事情も變つて参つておると考えます。例えば農地改革の仕事にいたしまして、ずつと進んで参つております。或いは農業調整の関係にいたしまして、すでに事前割当は停止をされ、さうして事後割当に移つて行こうと、こういうふうになつておるわけでありまして、従つて私どももいたしましては、やはりむしろ村などにおきましては、一つの委員会が、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、勿論それ／＼の観点の違いはありますが、やはり総合的な観点から農家の自主的な農業計画というものを立てて行くという、総合的にまとまつて行くということが必要でないかというふうな考え方から、これを一つにしようとする。勿論これは予算関係は全然ないというところはございせん。一方又財政の立場からいたしまして、極力、予算はできるだけ少くして、それによつて効果を挙げるといふ必要も、これはあるわけでありまして、併しながら狙いは、ただ単に予算がなくなつて来たから一つにしたということではなくして、やはり構想としては一つのもので、総合的に考えるというこのほうが、これは農家のためにも、又国家的な立場から見てもいいということから考えたのであります。

○溝口三郎君 農政局長にお伺いしたいのですが、農業委員会法案、これは前の農業調整委員会の考え方から非常に變つて来まして、農村の本格的な立場から問題になつておるこの農民代表機関としてできるものかと思ひますが、農業生産力の発展、農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するといふような、こういう第一

は、これは別途米麦等の買上げに関する手続を規定いたします法律案によつて、その権限をこれに追加をいたします予定で考えております。この規定は、大體従来の農地委員会及び農業改良委員会、農業調整委員会の規定と大同小異でございまして、省略をさして頂きたいと思ひます。交つております規定は、ずつと選挙権、選挙手続の規定は飛ばして行きます、代表者会議の規定があるわけでございます。それは三十八條です。「都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第八條第三項又は第二十六條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。従来農地委員会は御承知の通り市町村及び都道府県にあります。農業調整委員会のほうには地方の農業調整委員会というものがあつたわけでありまして、今度の農業委員会といたしましては、系統といたしましては市町村及び都道府県の二段階というふうな考えであります。農業委員会の所掌すべき事務の中で、やはりこの地方的に、或る区域において代表者会議というものを以てそれに充てることがどうしても必要である。又それが円滑に仕事を進める上に便利であるという理由もございまして、さういふ意味から代表者会議の規定を置いたわけでありまして、委員の人数は、これは十五名というふうな考

えておりますが、それについては市町村の農業委員会と同様、更に五名を限つて選任委員を置くことができるという規定があるわけでありまして、それからそのほかの会議の規定、これは従来と同様でございまして、それから雜則関係、これについても大體従来と同様な規定が置かれておるわけでありまして、ただ先ほどちよつと申し上げましたように、農地関係の仕事については行政官庁の一定の監督権というものを若干保留をいたすということに相成つております。そのほか事務的な規定が入つておりますけれども、これについては従来のもものと大差はございませんので、省略させて頂きたいと思ひます。

したいことは、農業委員会に関するこれは組織法であるというさつきお話があつたわけでありますが、この場合、例えば執行機関と諮問機関というような、両方の機能を持つという御説明があつたわけでありますが、例えば第八條の2のところで、「農業委員会は、左に掲げる事項を処理する」とございしますが、この処理は、同時に執行機関としての役目を果たす意味のものと解釈していいかどうか、それが一点であります。その点はなぜこれをお尋ねするかと言いますと、これは非常に目的と、それから執行機関であることと決議機関であることとの区分がどうも明瞭でないということが一つ窺われるわけあります。それが一点であります。

その次には先ほど経費の点で、これは実際には市町村或いは府県が負担をして、それをまあ補助するという形になつておるわけでありますが、どうもこの農業委員会法の性質からして、どう考えてもこれは国家の委任事務だと私たちは解釈せざるを得ないので、そうするというと、主体が市町村、府県等の自治体になつて、それを国家が援助してやるという形ではどうも変で、やはり国家の委任事務と解釈をして、そうして国家が積極的にこれに対して財政的裏付けをしてやると、そう解釈すべきものと考えますが、この二点について御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(藤田肇君) 第一点の第八條の2の「左に掲げる事項を処理することが出来る。」、これは執行機関であるという性格を現わしておるのであります。それから第二点につきましては、これは本来農業委員会というものの

しては、やはり現在の事情からいたしまして、それ／＼三委員会は目的は違いますが、その仕事もだん／＼と変つて来ておりますから、やはり一本のものに作るという形で、それは極力この成立をいたしますように、私どもとしてはお願いをいたしたいと考えておりますのであります。できなかつた場合にも、そこまでは現在考えておりません。

○片柳眞吉君 私もこの三つの委員会を合同することにつきましては、仕事の性格からも慎重審議を要すると思ひますが、その問題はあとの論議に譲りまして、丁度委員長から御質問のありました点で、私も重ねて御質問いたしたいと思ひますが、農地調整、或いは食糧供出関係、農業改良と大体三つになつておると思ひますが、従来私の記憶によりますという、農地委員会なり、或いは農業調整委員会は、これは農林省で解釈しておつたのであります。農林省で解釈をしておつたのであります。農業改良だけは、或いは地方の事務かと思ひますが、どうもそういうような解釈が従来はされておつた。この地方事務を処理する機関と、国家事務を処理する機関とを一緒にするということとは経費上からも相当の意見がありはしないか。それに關連いたしまして、岡村委員からも御質問がありまして、さういふ意見が従来からあつたと思ひます。その意味で第四條の経費の負担を一部地方の公共団体が持つことにつきましても、少くとも農地

調整なり、或いは食糧供出の面から、相当疑問があると思ひます。私が付度をして見ますと、私のおりまして、全額負担にすると、農林省が紐付きで府県には出せない、これは平衡交付金に變つてしまふという関係で、或いはさういふような点から、一部地方で負担をするというようになつたのかといふような邪推さされるのです。どうも従来の経緯は別といたしまして、例えば食糧供出で、これが府県知事の行政事務でありますれば、ただ米を県外に出ますというやうな問題は、相当これは異論が出て来ると思ひます。やはり食糧を全国通じて、これを融通するということになりますれば、さういふ点から、やはりこれは農林大臣なり政府の事務である。従つて供出の費用は国が負担をするんだ。出た米はこれは農林大臣が全国的にこれを流通、配分するんだ。さういふやうな議論もできると思ひます。これを府県の知事の仕事だといふことになりますると、さういふ点に私は或る程度の損が出はせんだらうか、さういふやうに考えておりますので、その点を一つ重ねてお伺いをいたしたいと思ひます。

それから第二点は、今度性格は多少變つて参つておりますが、従来の農地委員会も、これはまあ事の当否は別といたしまして、例の未墾地の買収等につきましては、これは相当農林関係との摩擦が起きておるのであります。これはどちらが正しいかはわかりませんが、ともかく農地の開発と、林業との摩擦相別は、これは相当突は起きておつたわけでありま。この委員の選方法を見ても参りますと、

さういふことは殆んどこれは顧慮されておらないといふやうに我々思ひます。ありますが、その林業との調整につきまして、どの程度お考えになつておられますか。第二点としてお伺いをいたすのであります。それから第四点は米の供出等は府県から直接町村に行くことは、これは實際上不可能なわけでありまして、県の委員会では郡別の割当をして、郡の委員会でも更に町村に下ろすといふのが実態であります。その機関といたしまして、各市町村の委員会の代表者會議でやるということになつておりますが、従来の例から見ても、各町村の代表者が出るといふことがはつきりしますと、自分の村の割当を少くするためには、非常に利害關係を持つわけでありま。さういふ利益代表といふやうな、町村代表といふやうな考え方は、これは却つて割当の事務を不円滑にするのではないかと、これを心配いたすのであります。殊に市町村の委員会なり、或いは都道府県の委員会は、少くとも階層別な利害を代表しておりました。けれども、さういふ各地域的な市町村代表といふやうな、さういふ地域代表の考へは、県なり市町村の委員会において心なす郡の機関が代表者會議といふことは、却つてその混乱を起しはせんだらうか。又他の委員会との性格も多少この点で違つて来るといふやうに考へますが、この三点につきましてちよつとお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 第一点、これは恐らくい／＼御質問が出ることであらうと考えております。つまり農地關係の事務、或いは農業調整關係の仕

事、改良關係の仕事、率直に申しまして國の事務、或いは自治体の事務といふやうに、はつきり區別を付け得ないやうなものも私はい／＼出て来るのではないかと考えております。併しなからこの立て方は、これは従来のものとは全然性格を異にした農家の代表、自主的な代表機關として組立てられると考えております。私はいわゆる総合計画を立てて行く、自主的な総合計画を立てて行くといふやうな考え方にとっております。従つてそのやりま仕事といふものは、これはむしろ國の事務といふよりも自治体の事務と見るべきものじやないかと思つております。ただ従来通りこの中には、例えば供出關係といふやうなものは、これは國の事務じやないといふやうなこともござい

り別途開拓審議會でございしたか、あれが各府県にあるわけでありまして、未墾地買収についての一応の審議機關に相成つております。で、その意見を聞くことに相成つております。これは別途に存置されております。従いましてさういふやうな点については、そのほうの意見を勿論尊重して行いたといふやうな關係になつております。従つて、特にこの案といたしましては農林關係から何名出すといふやうなことははつきり書いておりました。併しながら實際問題といたしましては、この農林の事情等によつて、勿論さういふやうな点が非常にたくさんあります。面については、おのづから選任委員なり、或いは選挙によつて委員が選ばれて来るのではなからうかと考えております。

それから代表者會議でございします。これについては私もいたしましては、やはり農業委員会としては市町村及び都道府県の農業委員会、この二つの団体、ただ御指摘の通り或いは一般に農業計画を立て、或いは食糧の供出に關する諮問的な立場に立つ、或いは改良關係の仕事に携はるといふやうな場合には、当然さういふやうなところで、一つの相談をする機関が必要であらうかと思ひます。建前は併し、やはりこれは都道府県農業委員会の補助的な機関といふやうに考へております。従いましてその補助的な、都道府県の農業委員会が決定をいたしたる意見に聞き、こゝで調査審議をして、さうして最終的に都道府県の農業委員会がこれをきめるといふやうな建前に相成つておるわけでありま。従

つてさうな運営でございまして、補助的機関というふうに考えますれば、こういうふうな法制でも御懸念のない点は余りないのじやないかと、こういうふうに思います。

○岡村文四郎君 もう少し聞いて置きたいと思いますが、三つをまとめて一つの委員会を作る、非常に理想的にはいいことではあります、問題は改良普及事業を担当する人は、今までの農地委員を選任したような形では殆んどいかんと思うのですが、そこで選挙をする農民がよく考えてやつてくれると、その心配はなくなりましてしようが、なかなかさういうわけに行かんと思うのです。で若しこれがそのまま通りました委員を選ぶことになった。その選んだ五人、何と言いますか、分担をして全部でなくとも結構で、その村の農業はこうあるべきだ、こうすべきだという真剣に考える人でなければ、今までのような選挙の仕方で行きますと、非常に普及員も困るし、村も損するような形になると思います。これは何らかの法律に現わして、そうして出られた委員の中からその方面を担当する人を互選といいますが、選ぶ方法を講じてやらんと非常に、折角やろうと思うこともできなくなつたり、或いは曲げたりして思うように大事な仕事が進まんと、この点はどうか考えですか。

○政府委員(藤田巖君) これは結局、その選挙をいたします農家のやはり啓蒙運動ということが、私は基礎になると思ふのであります、併しながらそれは別といたしまして、五名の選任委員というふうな規定もございまして、それによつて農業委員会が円滑に運営をいたして行きます上上の要素の補充と申しますか、そういうふうなものは選任委員の適当な選任方ということによつて解決がついて行くのじやないかと思ひます。それはもう一つは實際問題といたしましては、農業委員会にはそれ／＼のもう部会というものが当然私ではあるだろうと思ひます。従つて部会が出来ます以上は、各委員の又分担ということも当然きまるわけでありまして、かようなところは、御指摘のような点は實際の問題としては解決して行くのじやないかと思ひます。

○片柳眞吉君 もう一点だけですが、農業改良普及事業と農業協同組合の指導事業、この関係が従来から一つの問題になつておつたのでありまして、要するに農家は戸でありまして、それに對して農業改良普及事業方面からの指導と、それから農協からの指導というものと、二元的な指導というところが従来からも出ておるのでありまして、そういう場合に、市町村の農業委員会に委員には、さうな関連をつける意味からも、農業協同組合の責任者は当然入るといふような考え方が一つなされていゝのじやないかといふよう

な、一つの考え方を持つておられますが、或いは学識経験者として入れるというようにお答えになるかも知れませんが、どうもその辺が従来から一つの問題だと思ひますが、その点と、それからもう一つは、この農業委員会の機能を見て行きますと、農村の殆んど全面的に亘る問題であります、それが、さういふ関連から見に行きますと、もう一つは市町村議会の例えは議長あたりはこれが当然入らんと、又町村財政なり、町村計画との間にも一

つの関連性が欠けるというふうな考えられますが、今言ひました農業協同組合なり、或いは市町村議会の関連性を今少し明確に謳うといふような考案があるかどうか。或いはこの法制立案の経過においてどの程度までの御審議を願つておりますか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) これも大体、従来の委員の顔触れを見てみましても、村で主な人といふものは大体入つて行つてゐるような感じがいたします。従つて農業協同組合の理事でありますとか、或いは市町村における市町村会の議長であるとか、こういうふうなところについても、これは我々といひましてはお互いの仕事の円滑に行きますように、当然これは必要と認めて選任もされるのでありまして、或いは又さういふふうなものは当然選挙にたされません場合は、選任委員といふふうな点で、實際問題としてはうまく解決がついて行くんじやないかと思つております。

○門田定藏君 この委員会の経費の問題であります、先刻局長から御説明がありましたが、この経費を一部は国で補助する、一部は地方で負担するのが建前だといふことを言われました。従来の手当ですら不足を告げているのに、今度一部を補助するくらいのことでは、この農業委員会の仕事が円滑に運営が行かないと、さういふふうな考案ですが、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(藤田巖君) 勿論國といたしまして、この委員会が円滑に動きましますために少くとも基準になるべき経費、基礎的な経費といふものは、やはり國が面倒を見て行くといふふうな方針で考え、又地方々々の事情でどうし来ましようが、その分は持つてもらふといふことで考えて行きたい。併しそれを法文にはつきり書き現わしますことは、これはなかなか實際問題としては困難であります。法文としてはさういふふうになつておりますが、今後なお研究をいたし、なお又その趣旨で努力はいたして行きたいと思つております。

○門田定藏君 法文には入れないが、そのときに応じて何とか考慮するといふようなことはあまいであつて、これで五名の選任委員を置くについても、これは当然、只今日本の農業が國家性を帯びてゐる点から考へても、俸給すべてを國が補助するのが私は建前だと思ひます。さういふあいまいなことでは、大体面々に當る人も不安で仕事ができなかつたと思ひます。しつかりと経費を國で負担するといふことを、私は法で定める建前のものと思ひます、この点についてもう一度……。

○政府委員(藤田巖君) 御指摘になりましたような委員の手当といふようなもの、これははつきり私は國が持つと言ひ切つていいと思ひます。併しながらそれで足りるわけじやないの、問題は例へば書記をどれだけ置くか、或いはそのほかの事務費をどうするか。さういふ点になりますと、さういふふうな点があるわけでありまして、従ひまして御指摘の点も、私も今もさういふことを具体化するようになつて研究しております。なお関係官庁方面で研究をいたしまして、できるだけ具体化したし

て参りたいと思つております。

り國が面倒を見て行くといふふうな方針で考え、又地方々々の事情でどうし来ましようが、その分は持つてもらふといふことで考えて行きたい。併しそれを法文にはつきり書き現わしますことは、これはなかなか實際問題としては困難であります。法文としてはさういふふうになつておりますが、今後なお研究をいたし、なお又その趣旨で努力はいたして行きたいと思つております。

○門田定藏君 法文には入れないが、そのときに応じて何とか考慮するといふようなことはあまいであつて、これで五名の選任委員を置くについても、これは当然、只今日本の農業が國家性を帯びてゐる点から考へても、俸給すべてを國が補助するのが私は建前だと思ひます。さういふあいまいなことでは、大体面々に當る人も不安で仕事ができなかつたと思ひます。しつかりと経費を國で負担するといふことを、私は法で定める建前のものと思ひます、この点についてもう一度……。

○政府委員(藤田巖君) 御指摘になりましたような委員の手当といふようなもの、これははつきり私は國が持つと言ひ切つていいと思ひます。併しながらそれで足りるわけじやないの、問題は例へば書記をどれだけ置くか、或いはそのほかの事務費をどうするか。さういふ点になりますと、さういふふうな点があるわけでありまして、従ひまして御指摘の点も、私も今もさういふことを具体化するようになつて研究しております。なお関係官庁方面で研究をいたしまして、できるだけ具体化したし

て参りたいと思つております。

○委員(羽生三七君) この農業委員会法案はまだ本付託になつたわけでもありませんし、正式に提出されたわけでもありませんので、これは審議を他日に移して、午前中の食糧統制問題に關する件を続行したいと思ひます。安孫子長官、島村政務次官も見えられしたので、午前中に引續いてこの問題の質疑を行いたいと思ひます。

○門田定藏君 丁度島村次官もおいでになりましたので、お尋ねしたいと思ひますが、午前中の島村次官のお話を聞きますと、実に我々は今度の政府の提案のこの食糧統制問題が……、先刻岡村さんは農民を馬鹿にしてゐると言われましたが、一体この政府の方針が合点が行かない。なぜならばこの食糧危機の問題がすでに叫ばれてゐるにもかかわらず、できたものはできるだけ何ぼでも買上げる。併しこれは自由とせいというふうなことで、農民がこれでは麦の生産について不安を持つ。第一さういふことでは、力を入れて生産に從事しないといふことは明らかであると思ふ。大体の目標を、政府が二千万石の食糧を外國から輸入しなければならん、これに對して米がどれだけ生産ができる、麦がどれだけ、この目標を立てて、これだけはどうしても百姓に生産してもらいたい農家に生産してもらいたい。この上、政府が指示した以外になお余計作つたものは、これは勝手に買上げる、何ぼでも買上げるということなら、最初から野放しにしておいて、統制もせずに作りたいほど作れ、作つた物は皆買上げるというふうなことは、我々農民は不安で、これでは政府の食糧政策はどんなことになるかわからん。つまり晝前お話になり

宣伝をして百姓を迷わすことは甚だ不忠実だと思ふ。それを僕は聞いておるのであるが、さつぱりそれに対して答へられない。僕は今の輸入を聞いておるのではない、これは入るか入らんかわからんが、よしんば入らなくて政府はどうしても配給する責任を持つて

おると思うが、さつきから二百八十万トンと言ひ、或いは三百二十五万トンと言ひ、何を言つておるかわからない。それは二百万トンくらいあれば配給は満足に行くと思つておるだらうが、聞くほうとして見れば、何を言つておるかわからない。公の場所でない数字を挙げておる。私は三百二十五万トンかと聞いたら、そのときには二百八十万トンと言ふ、前には三百万

トンと言ひ、何を言つてゐるかわからぬ。そうして見ると確たる事はなない、こう思うほかはない。その点どうです。

○政府委員(島村重次君) 足らんとすることは食糧長官からお答えいたします。

が、午前中に申上げたのとちつとも私は変つておらんです。岡村君も同じことをおつしやるのです。(笑聲)そこで前提を申上げれば、只今門田氏のお話になりましたのにお答えした通りであります。政府のはうで示した数字も

ちつとも倅つておりません。昨年の本
委員会で説明したよりは、多少減つた
数字は減つた数字として出しておりま
す。ただ米穀換算と原穀との場合です
と、場合によつては或いは誤解を受け

が、これはお聞取りのほうで十分御注意願えばしつかりするのであります。て、我々も実際迷つておつたのです。が、よく調べて見ると、そういうこと

はないので、米穀換算との場合でよく誤解を招き易いので、これは一つ申上げて置きます。

それから、將來に対する需給の問題であります。この御心配の点は我々も同様に心配をいたしておるのであります。需給推算で申上げましたのは、勿論六月までであります。その後には起る問題は要するに生産確保とそれから輸入確保、そして場合にあれば貯蔵をして行く、この三点に盡きると思ふのであります。その三点を今から漸次と申上げては又お叱りを受けるかも知れませんが、推移を見つつ万全の措置を講ずるようには計画を進めつつあります。こういうことを申上げるわけでありす。

○岡村文四郎君 僕の聞いておることは簡單なんです。それをいろ／＼ごまかそうとするから話が面倒になるのです。僕の聞いておるのは麦で、割当はしない、目標だけ示す、できたものは生産者の自由に、買つて欲しいというものは何でも買ひ、希望がなければ買わん、こういう途が立つておればそれでいいのです。ところがしまいに持つて行つて強制買上をするというから怪しからんと言つておるのです。それさえなければ大賛成で、これは言うて置きます。併し我々は決してそういう矛盾した法律を通すわけには行かない。そういう矛盾した法律は逆さです。強制買上をする、併しながら事情によつては解くこともある、こう書いてあるのなら諒とする。そうでない、自由供出を建前として、場合によつては強制買上するといふからこに文句があるの、問題は至極簡單なんです。そこを一つお答え願ひたい。

○政府委員(島村軍次君) 午前中にお答えを申上げた通りでありまして、今法制を審議しておりますものを率直に申上げたのであります。御議論の余地もあることだと思ひますから、それは御審議のときに十分承りまして、なお私どものほうでも研究を進めた上で御審議願ひたいと思ひます。(野放ししたあとで強制買上とはなんだ)と呼ぶ者あり)

○岡村文四郎君 これは大事な問題です。我々が地方に帰りますといふ／＼聞かれます。そうすると今島村政務次官の言つてゐるようなことを言つたら大変だ。そんな馬鹿な話があるかといふ一言の下にやられる。それはそういう時期ではない、これは長官にもお聞きするが、そんなことをやめて、そうして必要なのは必要として行き、輸入はできるだけすればそれで結構だから、日本の国内でとれるものは、どうしても百姓の立場から言へば統制真つ平御免で、是非とも外して欲しいが、それでは需要者が非常に困ると思ふ。今政務次官が繰返し言うように私が繰返して質問してもさつぱり詳しく言わないが、そういうふうな話つきりした方針をお示しにならないと、我々がここでなんぼお聞きしても何にもならないと思ふ。根本方針はきまつておる。きまつておつても事情がいろ／＼變つて参りますから、變つて来ることを想定して間違ひのない方向に行くのが、百姓にも親切でもあり、需要者にも親切なんです。それを今出せませんが研究中だから出したときに御審議願ひます、そんな横着な返事がどこにある、もう少し考へて答えてもらわなくちゃならん。我々はだてにこういうことを

聞いてゐるのではありません。国民の代表なるが故に止むを得ずしやべつておるのです。

○政府委員(島村軍次君) 現在の提案をいたさんとするのは、午前中にお答えを申上げておる通りでありまして、御意見として承りまして、なお研究を進めます。

○委員(長(羽生三七君) 私から一口承りますが、その問題の角度を多少變えてお尋ねしたいと思ふのであります。が、今は二十六年度以降の主要食糧の法制化する場合のことが問題になつておるようでありまして、そうでなしに、私は全体的に見て、先ほど来各委員からお尋ねがあつたように、万一輸入計画が思ひく行かない場合、これは例へばアメリカが食糧の輸出を禁止したり、或いは船舶の結果から不足を生じた場合、そういうことであります。そういうことで予定の数量が入らなかつた場合がまあ想定される第一点であります。

それからもう一つは、希望の買上げをすると言ひましたが、それが思うように買上げられない場合には、正規のルートに乗る食糧というものは非常に少なくなつて来る。この両面から考へまして、食糧事情が再び逼迫した場合に、もう一度元に戻すというふうなことによつて起る食糧の集荷並びに配給の面に現れて来る混乱と非能率、そういうことを考へるならば、朝鮮動乱や或いは國際情勢の變化で、客觀情勢が變つて来ているのであるから、この過去の行きがかりに囚われることななく、むしろゆつくり問題の性質を考へて、根本的な対策をお立てになるほうがよいのではないか。こういう点から

私は、これは政務次官でも食糧長官でもどちらでもよろしくござりますが、どういふふうにお考へになつておられるのか、その点を承りたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 麦の統制の問題であります。これは御承知のように、昨年の暮に予算編成をいたします際の問題として、麦の統制を外すべきではないかといふようないろ／＼な示唆等もありまして、論議を重ねたのであります。が、日本の食糧が將來にも亘りまして相当不足するといふ見通しの下に、やはり政府として、一部に麦は全然手放しをしてもよろしいというふうな意見もあつたのであります。が、そういうわけには行かんといふことで、政府は麦を從來の突續、或いはそれ以上に買入といふ態度で予算を編成したものであります。その数量は、予算ではほぼ從來の麦の買入れ突續以上の数量を買入れる予算を編成したものであります。その買入れます方法の問題であります。これは自由買入にすべきか、或いは強制買入にすべきかといふ点が問題になつて来るのであります。だん／＼と食糧事情の前途について不安の念を多く持つていたしますならば、これは当然強制買入の方法をとるのが適當であらうと存するのであります。が、昨年の予算編成当時の見通しをいたしましては、全般的にいってそこまでやる必要はなからうといふような見通しの下に、自由買入の線までで予算編成をいたしたのであります。その後各国の食糧買付の状況その他を見ますれば、必ずしも從來のような感覚のみを以て問題を処理することも適當ではなからうといふ

ふうに私どもは考へておりますので、その点について關係筋ともいろ／＼情報交換しまして、今国会中にはその辺の見通しをはつきり出させまして、法案の御審議をお願いしたいと存じておるのであります。需給の状況をどの程度まで立てたらよいかといふことは、私どももいたしまして非常に悩んでおります点でありまして、二十六會計年度のみの需給推算で以て食糧の基本方針を立ててよいといふわけのものでもなからうと思ひます。できれば三年なり五年なりの長期計画といふようなものを前提にしての議論をするところが適當であらうかと思ふのであります。が、三年、四年、五年の前途の見通しを立てますについては、どういたしまして、國際情勢の變化……單なる経済的な變動といふことだけではなく、政治的なまあさうした意味の大きな變動といふものを織込んで考へなければ立てにくいのであります。そういうデータといふものはどうしても我々のところには入りませんし、これは非常に困難なことだと思ひます。その年の状況といふようなことについて余りに近視眼的ではないかといふ御批判も受けるのであります。が、ほぼ見通しを立てるといたしますれば、その辺のところが大體確実なところであらうといふような状況になつておるのであります。併しながら先行きのことを考へますれば、私どもは食糧の事情について案牘をいたして参りますより、むしろ引締めて参るといふ方向のほうの間違ひがない線であらうといふふう存じておりますので、そういう感覚でだん／＼と問題を処置して参

りたいと、こういうふうに思っております。

○片柳眞吉君 午前中にいろいろ／＼申上げましたが、政務次官なり長官の御説明におきまして、どうも私は安心ができません。これはもう輸入食糧が、値段の点から見て行きましても、或いは数量の点から見て参りましても、或いは輸送の点から見て参りましても、ともかく悪くなるというこ

とは誰も疑いが無いのでありまして、ほかのものと違つて、情勢が悪くなつたら又強勢買入をするとか、そういうことでは、これは農民を馬鹿にするばかりでなくして、国民の主食の確保ができませんというところが心配されるのでありまして、さような意味で、買付ができた、輸送もきくだろうというやうな單なるお答えでは、我々は絶対に安心はできないのであります。その意味で、先ほど政務次官の言われましたやうな自由買入の制度も、これはやはり根本的に一つ御検討願ひたい。

アメリカ等の自由買入の制度も、これはむしろ物が剩つておつてどん／＼下るからそれを廻り入れをする意味で買入のであつて、日本のやうに何百万トソも足らん国で、而も米に対する麦の価格を下げてそれで政府に入つて来るという予定は、頗る私は甘いと思うのでありまして、而も先ほど言つたやうな二合七勺の配給は堅持すると、八百八十萬石の予算は組んでおると、併しそれだけでは私は入つて来ないと思ふのであります。若し八百八十萬石が入つて来ませんければ、大体二月份の食糧の配給に穴が空くという問題になるのでありまして、而も政府に入つて来ないで八百萬石足らないから、そ

れで輸入に仰ぐといつても、これはなかなか私は輸入はできないと思ふのでありまして、どうか情勢の変化が私は極めて顯著であると思ふのでありますから、先ほどの輸入と同様に、この際一つ従来の経緯に拘泥せずしてはつきりした態度をおきめを願ひたいことを重ねて要望いたします。

もう一つ立ちましたついでに、やはりこれも食糧情勢が甘いという一つの最近の情勢であります。麦類のクーポン制を布いて今月からやつておりますが、この実施の状況を見て参りましても、何でも自由に選択ができるといふやうな制度でありますけれども、遺憾ながら／＼それが自分の欲するものが買ひ得ない。正月は、これは概してパンが売れないという月だ

そうでありまして、そういう事情はあるにいたしまして、例えば米の配給が相当あるので精麦と配合して消費をして行きたいといふことで精麦を取りに行つても、なか／＼精麦が手に入らない。こういう非常にクーポン制も物の裏打と必ずしもマッチしておらないといふやうな状況があるのであります。これらも私はまだ早いのではないかならうか。それから消費者は確かに麦なり或いは麵なり、パンなりを選択ができますが、ところがこのパンなり麵を作つておる業者がどの製粉工場を選ぶかといふこの選択権はいけな

いような通牒が出ておるのであります。そういう通牒が出ると、いいものを作つて売るといふ関係も中間で遮断されてしまひますれば、これはクーポン制の本来の意義がなくなると思ふのであります。どうもまだ時期尚早のものであつてどうも軌道に乗らないといふやうに感じてならないのであります。この点につきましても一つ政府の今後の考えを明確に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 前段の麦の統制の問題であります。私も物量の面と同時に価格の面も考へておるのであります。政府の手持等が余裕があるかないかといふことによつて麦の価格を相当大きく支配して来るのであらうと思ひます。その辺の見通しを、大体いい見通しが仮に立つといひますと、食糧輸入国であり、不足してあります日本といひましても、ぎりぎりいたしました強制買入といふやうな措置を講じないでも、管理は大きな意味においてできて行くのではなからうか。併しそれが手持が相当少い、価格に対する政府の手持の睨みがどうしてもききにくいといふ状態であれば、これは別に考へざるを得ないのであります。その辺の判断の上に立つてやつて参りたい、こう思つております。

それからクーポン制の問題でございますが、お話のございましたやうに押麦について希望が多いが、クーポンが押麦について買えないといふ事態の若干ありましたことは承知いたしております。その中で、麦だけをとりつていたしましてクーポン制は、自由選択制は適切でないといふ御結論を得たやうでございます。その辺はいろいろ政府としてもなお措置すべき点も残つておりますし、又消費者の利便の面から申しまして確かに／＼いたしまして強制配給といふよりも広いクーポン制の長所といふものもあるものであります。二合七勺を強制的にどんなもので

もその枠の中に押付けて配給をするというやり方よりも若干ゆとりのある方法でありますので、消費者の面から申しますれば、單に押麦が若干得られなかつたといふことだけで以てクーポン制を直ちに廃してしまふといふことにはならないのじやないか、政府としてはできるだけ押麦の点については大麥等の輸入その他を促進いたしまして、そういう事態を解消するように努力をいたしたいと存じます。尤も今後はいろいろ運用の面におきまして、十分御意見の点を考慮に入れまして措置いたします。

○片柳眞吉君 私もそのクーポン制が悪いといふことを申上げておるのではないのです。これは制度として、考え方としてはいいといふことは異議はありませんが、ただその実施に伴う裏打の点でまだ余ほど完全を期する必要があるのじやないかといふことであります。決してクーポン制の制度に対して反対はいたしておりません。それからもう一つは、先ほど申しましたものが、政府は別途には食糧その他の主要物資の貯備計画まで考へる持つておるやうであります。従つて仮にも従来

のいきさつ上自由買入をするといふ場合においてもまだ相当の政府の貯備でもできておつて、必要があればこれを出して時価なり数量なりを調節するといふ準備がないと、輸入食糧が相当ともかく情勢が悪いので自由買入といふことは如何にもどう説明されても理解ができませんのであります。恐らく全員がそういうやうな感じを持つておると思ひますが、重ねてその点を一つ。

○岩男仁藏君 今まで意見を述べるこ

中、午後閣僚議員からいろいろ／＼と質問があるのに対して島村政務次官、安孫子食糧庁長官の御答弁は実にあなた方は苦しい御答弁をなさつてゐることに對して御同情申し上げます。あなた方はそれは本當のお考えじやないんじやないでしようか。今日の食糧事情、この窮迫した状態、將來の見通し、はつきりもうわかり切つた結論を、それをあなた方がそういう苦しい御答弁をなさつてゐるんじやありませんか。そこで私ははつきりお尋ねいたします。これは自由党がいろいろ公約されてゐる、片柳氏はこれは別途の問題として言つたが、私は別途の問題と考へない。本當に自由党さんが本當の氣持で二十六年度の麦を自由に出してもらうといふお考えか、或いは予算編成當時云々といふ今までお言葉があつたが、その當時と今日とどれだけ違ふか、その當時その食糧事情はわかつてゐるのだ。そういう認識不足なことはおつしやらないほうがいい。今年の八月、九月といふ、そんな馬鹿げた御答弁をなさらないくても、速記をやめてもいいんだから、はつきり関係方面の了解がとれないといふならばこれは又私の考へも述べます。自由党さんといへども、吉田さんといへども、政府といへども恐らく食糧事情についての認識は持つておられると思う。認識を欠いた今の政府が公約はこれも実行せんならんが、公約如何にかかわらず今日の食糧事情としてこれはこれでいいのだというお考えをやつたのか。農林当局の本當の氣持を一つ率直に言つて下さい。それによつて又質問します。どうぞ。

○政府委員(島村重次君) お叱りを受ける氣持はわかりますが、私の考へは

のことをやるのだが、これからできるものは全部取上げるのじやない、でもたものは全部取上げる、どっちにすかというようなことをできるだけ早く機会に一つ農林省では御発表になつてそうして安心して増産を農家ができるように御指導をして行かれることが

十九万石くらい、これを見積ります基
礎、これはその当時の農地局の御説明
では、勿論土地改良及び開拓によつて
食糧が増産されることはこれは勿論で
ありますが、問題は米であります。大
体開拓地はそれ以外の作物が多いわけ
であります。従つて、米だけに限定を
して計算をいたしますと、堅いところ
ろ、堅くこれを踏むということにいた
しますれば、大体二十九万、約三十万
石見当であらうというふうな御説明
で、これを合せまして出しましたので
あります。大体そういうふうな経過に
なつておるわけでありまして、尙詳細
の点はむしろ資料によつて、或いは農
地局長からお聞き頂いたほうがいいと
思います。

○溝口三郎君 それは僕は百五十万石
の全体的な資料として頂きたいと思
うのですが、今の農政局長のお話は、土
地改良のほうは二十五年度の予算で多
分二十九万石になるのだと思ひます
が、それは又二十六年度も実は一年間
で百億くらい使つてゐるということが
あるのだから、もう少しはつきりした
見通しをつけるのならば、植付までの
分を入れて六千五百万石というのか、
六千六百万石になるかどうか知らん
が、もう少しあつた計画は本當の資
料によつてやられるというふうには非
お願いしたいと思ふ。先ほど申し上げ
ましたように、二月今準備して植付ま
ででも三十五億も金を出せば四、五十
万石は増産になるのだというふうな計
画が立つてゐるところで、一年百億使
つてそして三十万石ぐらしか土地改
良はきかんというふうなことが新聞あ
たりに出ると、だから土地改良はそん
なにやらなくともいいのだ、金ばかり

かかつて困るぢやないかというふうな
印象を実は与えるのであります。その
点ははつきりしたほうがいいと思ひま
すから、どういふ根拠で出したかとい
うことを、百五十万石の内訳にして御
提出をお願いしたいと思ひます。
○委員(羽生三三君) ちよつとお話
りいたしますが、安孫子長官が只今中
座されておりますので、この機会に岡
村委員から北海道の警察予備隊を作る
ことについて、薄荷試験地が廃止される
ことになるとの問題で、大橋法務総裁
並びに農林大臣に質問を要求されてお
りますので、その問題に暫時移りた
いと思ひます。

○岡村文四郎君 この農林委員会に法
務総裁のおいでを願つてお聞きをする
ということは殆んどないのでございま
すが、今回の問題は北海道の紋別郡遠
軽町に予備隊の宿舎の設置によります
問題であります。御決定になつたよう
であります。あの場所が多分昭和八
年だと記憶いたしておりますが、北見
に国有種馬場の設置をしたいというの
で相當な苦難な途を辿つて、丁度山崎
達之輔氏が農林大臣の當時に、我々も
何十日も上京いたします。そうしてそ
のあけくできた種馬場なのであります
た。ところが御承知のように種馬場の
必要がなくなりまして、あの場所には
農家が十七戸おつたと記憶いたしてお
ります。それを脇に転出をしてもいい
まして、随分苦勞して作つたものではあ
るから何とか北海道の本當に将来農業
のためになる場所として置きたいとい
うので、いろ／＼と運動いたしてお
りました結果、試験場が改革されます
ときに、薄荷と除虫菊の国有の試験場
を設置したほうがよいというので熱望

いたしました結果それはよからう、こ
ういうので実は薄荷と除虫菊の試験場
にいたしておつたのであります。そこ
で薄荷と菊は相當の産額を見たのであ
ります。戦争のために非常に産額が
減つて参りました。これから参ります
その必要がある矢先に予備隊の宿舎に
接収されました。私は最初聞きまし
たときには、来る一部が予備隊に接収さ
れるので、薄荷と菊の試験場はそのま
ま継続はできる、心配は要らん、こうい
うような話でありましたから、そうか
と実は思つておりましたが、遠軽町の
或る一部の者の誘致運動のために多数
の農業者が非常に迷惑をこうむること
になつたのであります。そこで改良
局あたりに聞いて見ますと、さつぱり
そのほうの案があるかないかわからん
のでございまして、これがほかの国務
大臣であります。自分の省を主に考
えてそのほかのことをお考えにならな
いで仕事をすることが往々にあるのだ
であります。法務総裁は決してそう
いうことはいない私は確信いたしてお
ります。そこでこれを接収いたします
る時分に、あとはどうするかというこ
とを農林大臣と御相談の上で御決定に
なつたものと思ひますが、どうもそ
れがはつきりしませんので、実は北海
道からは盛んに電報が参ります。書面
が参ります。人が来ます。ところが非
常に手落ちで、あとからのことで甚だ
残念であります。私は今接収になつ
たものをどうせ、こうせいは申上
げませんが、その善後措置について法
務総裁がどれだけ御心配になり、どれ
だけ御交渉になつて決定されたか、お
伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 私ども警察
予備隊を北海道に置くにつきました
は、従来進駐軍が利用をいたしてお
ました。一部を借り受けまして、取敢
えずそこに収容をいたしまして、予備
隊を初め置いたわけでありまして、その
後北海道の各地におきまして適當なる
建物を申立てられまして、ここへ予備
隊を置いてはどうかというお申出があ
つたわけでありまして、遠軽に置くこ
とになりましたことにつきまして、や
はり同様に申出があつたわけでありま
す。ただ併しこれは現在明いておる建
物ではなく、只今お述べになりました
ごとく、農業用の重要な試験場と
してすでに利用されておつたものでご
ざいます。従ひましてすでに利用せら
れておりますこの試験地を予備隊の
宿舎に充てるということになります
と、これはひとり地元の関係ばかりで
なく、その所管をしておられます農
林省において御承知を頂かなければな
らんわけでありまして、この点につきま
しては、農林当局におかれまして十分
地元の状況等を御勘案の上、これを提
供することを知照しておられるよう
な次第でございまして、只今予備隊の宿
舎に使用いたしますための改裝工事
に着手をいたしておる実情でございま
す。

○岡村文四郎君 甚だ遺憾でありまし
て、私は多分そういうお話だろうと推
測していたしました。それは前申し上げま
したように、ほかの国務大臣はとも法
務総裁のおつしやるような答弁をされ
ております。併しながら法務総裁にお
いてそういうことは恐らくあるまい、
と申上げますことは、日本のあらゆる
法律、あらゆるものに對して十分に検
討をし、然る後に事をおきめになるこ
とが建前でありまして、かりそめにも
農林省がそれをやるのだと、こういう
ようなお考えでないと思つておしま
した。あにはからんやそういうお考
えなのであります。これは国有の試験場
にしてもらうためには、決してこの
試験場でもできないわけではなかつた
のであります。その土地を利用した
うということ、薄荷と菊は輸出を本
分にして耕作するものであり、将来輸
出が有望であるからどうしても国の声
のかかつたものでなければならぬ、こ
ういふので実はやつておつたのであ
ります。

そこで話は変わりますが、改良局長に
聞いて見ますと、上のほうからきめて
押し付けて、そうしてお前何言うん
だ、こう言うので、全く方法がつか
んでしようがありません。それでそ
れならばどうするかという聞きまし
と、仕方がない、そこにある馬、農
具、人は一札札幌の本場に移すと
言、非常に無駄なことだが仕方がな
い。二百七十万円の経費を投じて一
移る、こう言つておられますが、その
後はどうしたと聞いて見ますと、さ
つぱり案がないのであります。これは
私は警察予備隊のことに何も文句を言
うものではないと思いますが、人を集める
時分には、先ずおる所を準備し……こ
れが最近偶然できたものならまいま
せんが、そうでない、それにもかかわ
らず大事な施設を犠牲にしてまで……
そういうことをやらせない。十分に、
完全に施設をしてかかるのが建前であ
る。ところが予算審議もしないででき
た予備隊であるからそういう必要はな
いとおつしやるかも知れませんが、そ

れでは非常に困ります。我々北見の人
間、或いは上川の人間は、薄荷と菊の
試験場がなくなつて失望しておりま
す。そういうお話ではなくて、これを
なくすれば一体どういふことになるか
ということは、法務総裁が心配するよ
うでなければ日本の法務総裁ではない
と私は考えます。そこで農林省は勝手
にすればいいというのは、俺のほうは
勝手にすればいいのだというお考えで
は、甚だ遺憾千万であつて、そういう
御返事をお聞きしますとは思わなかつ
た。ところが今のようなお返事で、農
林大臣がまだ出席しておりませんが、
それでは承知ができません。そこで或
る種の、或る一部の人の要望で、決し
て予備隊のほうがあつてを目標に取
ろうとしたことではないことはわかつ
ております。併しながら或る町の或る
一部の人間がそれを要望したことによ
つてそのまゝおきめになる、非常に私
は法務総裁として甚だ手ぬかり千万じ
やないかと思ひます。そこで万事そう
いうふうでなくて、十分に、あらゆる
ものをきめになりますときには検討
をして、そうしてやつて欲しいと思
う。殊に予備隊の問題は、いわゆる薄
荷を作ろうというので青年が非常に意
気込んでおりますが、その矢先にあ
されますと、いろいろなものが入つて
参りました。今、私丁度半年ばかりの北
海道の悪化しておる状態を見て突に心
配しております。ところが又それが拍
車をかける原因になろうと今心配して
おりますが、それ見たか、こういうわ
けで、あらゆる面に、薄荷の試験はか
りでなしに、非常な影響があります。
これは大いに考へべきことで、どうぞ
一刻も早くこういふところをどういふ

試験をするのだ、こういうことになら
んといふかと思ひますが、薄荷と菊
の試験地は薄荷と菊を作る場所でない
といふのであります。そこで問題は
畑が必要であります。予備隊の兵舎は
どこにも建ちます。私は、何百町歩で
もちつとも百姓に影響のない場所を提
供できることを知つております。それ
で大事な耕作地を取上げますと、今度
の耕作地は少くとも五十町歩の面積が
要りますが、それが殆んど不可能に近
いので、実は心配いたしました。その
点どうお考えになりますか、お答
えを聞きたい。

○国務大臣(大橋武夫) 警察予備隊
といひましては、地元の御希望により
まして、その土地が予備隊の配置の上
からいつて適當であるかどうかといふ
ことを十分に考慮いたしまして所在地
を決定いたすようにいたしておるの
であります。この薄荷試験場と決定を
いたします。薄荷試験場という
ものは、これは他に移動せられるが
故にこの建物は今後薄荷試験場として
は必要ない、従つて予備隊が利用して
はどうかというお話でございまして、
それは誠に仕合せの次第でございま
す。これを利用するというところに
決定をいたしました次第でございま
す。

○岡村文四郎君 現在の建物のありま
す裏の通りに職員が宿舎を持つておつ
たのであります。それは最初に残
して置く、それから左のほうに決があ
ります。三十七町かあると思ひます
が、その決は必要でないから、そこ
それは試験地に使つてよろしい、それ
からその中にあります宿舎、それか
ら農具置場、それを何とかすればでき
るのではないかとこのお話をして

おりましたが、最近聞きますと、その
三十七町歩は修養所にするから全くな
らんと、こう言うのだ。その附近に妙
なものをおつ建てはならんから皆明
けろ、こう言うのでありますから、そ
うすると全部接収されて何もなないとい
うことになります。そのために全部引
越すことになつておりますが、そうい
うことをして予備隊を入れたのでは、
非常に他の方面の精神上或いはその他
に影響があると思ひますから、この点
十分にお考えになつて、一刻も早く、五
千万円もあれば大体できると思ひます
から、その金の捻出、場所を法務総裁
も、それは俺の分でないから知らんと
いうのではないに、十分に農林省に申
入れをし、大蔵省に申入れをして予算
を取つて、一日も早く実現をするよう
に御努力を願ひたい、予備隊も誠に
結構であります。それに対する影響
は非常に大きいと思ひます。その意味
から、御注意を申し上げますと同時に御
努力を願ひたいと思ひますが、如何で
ございませうか、お答えを願ひます。

○国務大臣(大橋武夫) これは当初
より試験地は他に移動をするというお
話で、これを予備隊の所在地として利
用して欲しいというお話で、本予備隊
を入れることになつた次第でございま
す。従ひまして、今後の試験場の措置
におきましては、主務省におきまして
十分お考え頂いていられるものと私は考
えているのであります。ただ併し薄荷の
栽培の適地ということになりますと、
これはどこでも地所だけあればよ
ろしいというものでなからうと思ひ
まして、試験場として非常に貴重な土
地もあると存じます。今後その辺の事
情も十分に考へ併せまして、予備隊と

いたしましては、本場に必要最小限
の土地についてこれをお譲りすると
いうことは到底不可能でございま
す。併しできるだけ、薄荷と予備隊の両立
できるような方法があると思ひます
るならば、さような措置を考へつつ今
後の準備を進めて参りたい、かように
存する次第でございす。

○西山亀七君 簡単に午前の会議のと
きに御機嫌は既定方針通りで行く、こ
ういふようなお話でありましたが、運
賃のプールというものはどういふ
になりましたか。それをお伺いしたい
と思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 午前十一時
に大臣が参りましてGHQのほうと交
渉を進めておりますが、歸りましてか
らの結果はまだ私聞いておりません。
従つてその結果によつてはつきりし
た、どういふふうにするかといふこと
をきめたいと思ひます。そのお答えは
一つ後ほどにさして頂きたいと思ひま
す。

○委員長(羽生三七君) 先ほどちよつ
と私農林大臣に聞きましたが、何か明
日返事があるということであります。
それでは本日はこれで閉会をいたし
ます。

午後四時十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君
委員 池田宇右衛門君
白波瀬米吉君

二月三日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、水稻、麦類の病虫害防除薬剤の 全額国庫負担に関する請願(第一 六八号)	農林省農政局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、霞ヶ浦、北浦沿岸土地改良事業 施行に関する請願(第一七七号)	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、農業委員会法制定反対に関する 請願(第一八一号)	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、農作物病虫害防除用、家畜用薬 剤および之に要する機械器具の無 償配布等の請願(第一八五号)	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、国営山海農業水利改良事業予 算増額に関する請願(第二二二号)	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、胆沢平野土地改良事業を国営事 業とするの請願(第二二三号)	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君
一、北上川平石川沿岸農業水利事業 を国営計画地区とするの請願(第	農林省農務局長 島村 軍次君 農林省農務局長 藤田 巖君 農林省農務局長 小倉 武一君 食糧庁長官 安孫子藤吉君

二一五号

一、加賀三湖土地改良事業施行に関する請願(第二六九号)

一、農業手形償還期日延期に関する陳情(第二一七号)

一、牛の流行性感胃予防に関する陳情(第二一七号)

一、積雪寒冷地帯の振興に関する陳情(第二一七号)

一、積雪寒冷地帯振興臨時措置法制定に関する陳情(第二三三号)

一、耕地整理組合、普通水利組合組織変更事務費国庫補助に関する陳情(第四四号)

一、農業協同組合の再建整備に関する陳情(第五一五号)

一、水稲秋落防止対策経費国庫助成に関する陳情(第五五五号)

一、農業協同組合再建のため長期低利資金の融通および利子補給に関する陳情(第六一七号)

第一六八号 昭和二十五年十二月十八日受理

水稲、麦類の病虫害防除薬剤の全額国庫負担に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡平戸町 北松浦郡町村農業協同組合内 青崎 庄蔵

紹介議員 藤野 繁雄君

水稲、麦類の病虫害の発生が年々激増しているため、これの防除の完べきを要するため、薬剤を豊富に準備しなければならぬが、現在の農家の資力では予め薬剤を準備することは困難であるから、水稲麦類の病虫害防除薬剤を全額国庫において負担せられたいとの請願。

第一七七号 昭和二十五年十二月十九日受理

水稲、麦類の病虫害の発生が年々激増しているため、これの防除の完べきを要するため、薬剤を豊富に準備しなければならぬが、現在の農家の資力では予め薬剤を準備することは困難であるから、水稲麦類の病虫害防除薬剤を全額国庫において負担せられたいとの請願。

霞ヶ浦、北浦沿岸土地改良事業施行に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸 茨城県耕地協同組合内茨城県霞ヶ浦沿岸農業開発期成同盟会内 高橋 渡

紹介議員 宮田 重文君

茨城県の穀倉地である土浦、稻敷、新治、行方、東茨城、兒島の一市五郡六十三村は、霞ヶ浦、北浦のはん濫により農作物、家屋等にじん大な被害をこうむるので、農民の生産意欲が滅殺され、経営困難な農民は耕作を放棄する状況にあるから、国営をもつて、霞ヶ浦、北浦沿岸土地改良事業を実施されたいとの請願。

第一八一号 昭和二十六年一月五日受理

農業委員会法制定反対に関する請願

請願者 香川県庁農業改良課内 香川県普及員研究会内 高橋 薫

紹介議員 三好 始君

現行の農業改良普及制度は、地区制の委員会を構成しており、普及員は相互に研究討議し、技術の交換検討に都合良く、著々その効果を上げていく。しかるに新しい農業委員会法案によると、委員会は町村制となり、技術の普及交換も困難となり、政治的支配を受ける等多分に不合理な点があり、これが実施は、わが国農業の進展に重大な影響を與えるから、農業委員会法の制定には反対であるとの請願。

第一八五号 昭和二十六年一月五日受理

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

農作物病虫害防除用、家畜用薬剤および

び之に要する機械器具の無償配布等の請願

請願者 長崎県島原市農業共済組合長 横田松馬外二十三名

紹介議員 藤野 繁雄君

病虫害の農作物生産におよぼす影響は極めてじん大であるが、防除用薬剤の価格が高いため、増産に重大な影響を與えている。また家畜用薬剤も高価のため農家経済に大きい影響を與えているから、病虫害防除用、家畜用薬剤および之に要する機械器具を無償配布せられたい。なお農業共済組合は金融難のため、その機能が發揮できないから、共済組合のための系統的金融機關を設置するとともに共済組合掛金率の引下げを実施せられたいとの請願。

第二一一号 昭和二十六年一月二十二日受理

国営山海農業水利改良事業予算増額に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君 千田 正君 小笠原二三男君

国営山海農業水利改良事業は、三千二百余町歩のかんがい不足の窮状を救済するとともにあらたに四百余町歩の開田を行うため、紫波郡志和村地内滝名川上流に貯水池を築造中のものであるが、昭和二十五年事業完了予定のところで、予算不足等によりいまなお工事進行中であり関係農民は工事中における干害を忍びながら一日千秋の思いで完成を望んでいる現状であるから、是非とも本事業を昭和二十六年度において完成するよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二一三三号 昭和二十六年一月二十二日受理

胆沢平野土地改良事業を国営事業とするの請願

請願者 岩手県議会議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君 千田 正君 小笠原二三男君

岩手県胆沢平野六千余町歩の災害を防除し、千五百町歩にわたる未墾地の開田をなすために、胆沢平野土地改良事業を昭和二十六年度より国営事業として施行せられたいとの請願。

第二一五号 昭和二十六年一月二十二日受理

北上川零石川沿岸農業水利事業を国営計画地区とするの請願

請願者 岩手県議会議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君 千田 正君 小笠原二三男君

北上川零石川沿岸農業水利改良事業地域は、盛岡市外一町八箇村にまたがる田畑面積七千五百町歩を有する岩手県中央部における穀倉地帯であるが、現在における幹支線水路は用水を主とする旧態依然たる不良水路であるため、種々の弊害を生じこう水による被害は毎年累積の傾向にあるから、この被害を除去するとともにさらに二毛作田として収量を増加せしめるために、北上川零石川沿岸農業水利改良事業を昭和二十六年度国営計画地区に採用せられたいとの請願。

第二二九号 昭和二十六年一月二十六日受理

加賀三湖土地改良事業施行に関する請願

請願者 石川県小松市長 和田 伝四郎外十一名

紹介議員 中川 幸平君

石川県南加賀一帯の雨水を集水する柴山、木場および今江の三湖ならびに沿岸水田は海拔一米内外で、三湖の水を流出する梯川河口はつねに閉そくしているため沿岸耕地の全面は浸水し、その被害が大きいのでこの度金沢農地事務局は、これが、根本対策として三湖干拓事業を計画されたが、この際これに併行して沿岸排水改良事業を行いたいが、零細な農民の資本ではできないから、加賀三湖土地改良事業を国営事業として施行せられたいとの請願。

第一一七号 昭和二十五年十二月十八日受理

農業手形償還期日延期に関する陳情

陳情者 長崎県北松浦郡平戸町 北松浦郡町村農業協同組合内 青崎 庄蔵

現行の農業手形制度は、ひつ迫している現下の農村金融にとつて、輸血にも等しい効果を與えるものであるが、稲作に関連する貸付資金の償還期日が、全国一律に十二月末日と規定されているため、長崎県のような晩植晩穫地帯にとつて極めて不合理な制度となつてくるから、本制度の運用を一層効果的にするため、米作関係の手形に限り翌年二月末日まで償還期日を延期せられたいとの陳情。

第二七号 昭和二十六年一月十六日受理

農業手形償還期日延期に関する陳情

陳情者 長崎県北松浦郡平戸町 北松浦郡町村農業協同組合内 青崎 庄蔵

現行の農業手形制度は、ひつ迫している現下の農村金融にとつて、輸血にも等しい効果を與えるものであるが、稲作に関連する貸付資金の償還期日が、全国一律に十二月末日と規定されているため、長崎県のような晩植晩穫地帯にとつて極めて不合理な制度となつてくるから、本制度の運用を一層効果的にするため、米作関係の手形に限り翌年二月末日まで償還期日を延期せられたいとの陳情。

第二七号 昭和二十六年一月十六日受理

農業手形償還期日延期に関する陳情

陳情者 長崎県北松浦郡平戸町 北松浦郡町村農業協同組合内 青崎 庄蔵

現行の農業手形制度は、ひつ迫している現下の農村金融にとつて、輸血にも等しい効果を與えるものであるが、稲作に関連する貸付資金の償還期日が、全国一律に十二月末日と規定されているため、長崎県のような晩植晩穫地帯にとつて極めて不合理な制度となつてくるから、本制度の運用を一層効果的にするため、米作関係の手形に限り翌年二月末日まで償還期日を延期せられたいとの陳情。

第二七号 昭和二十六年一月十六日受理

農業手形償還期日延期に関する陳情

牛の流行性感胃予防に関する陳情

陳情者 兵庫県議會議長 細見 達蔵

最近牛の流行性感胃が全国的に発生まん延し、産業経済上に極めて大きな損害をおよぼしているが、本病は昭和十四年、同二十五年と相次で発生流行し、いわゆる常在病に化そうとする勢力にあるから、本病予防の完璧を期するため、病原体を早期に究明するとともに本病と家畜伝染病予防法第一條に加える等万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三一號 昭和二十六年一月二十二日受理

積雪寒冷地帯振興臨時措置法制定に関する陳情

陳情者 福島県議會議長 蓮沼 竜輔

東北、北陸等積雪寒冷地帯は、自然的、地理的條件の不利をもつて産業経済、社会文化等の後進地域として取り残され、しかも早稲米奨励金の漸減撤廃等客觀的状況の推移はますます窮迫化に向いつつあるから、農業生産力の発展と農家経済の向上を図るために、この地帯に対する農業振興の積極的施策を講ぜられたいとの陳情。

第三三號 昭和二十六年一月二十二日受理

積雪寒冷地帯振興臨時措置法制定に関する陳情

陳情者 石川県議會議長 島島 徳次郎

北信五県および東北六県の各地方は、積雪寒冷の自然的惡條件のため、農業生産の低下はもとより生活の損もいろいろあり、かつ産業の開発、社会文化の普及が極めて遅れている実情であるから、同地方に対する積極的農業振興対策として、積雪寒冷地帯振興臨時措置法を制定し、農業生産力の発展と農家経済の向上安定を図られたいとの陳情。

第四四號 昭和二十六年一月二十三日受理

耕地整理組合、普通水利組合組織変更事務費国庫補助に関する陳情

陳情者 神奈川縣議會議長 加藤 藤詮

土地改良法の施行と共に耕地整理法、水利組合法北海道土功組合法等は廃止され、土地改良法施行法の規定によつて既設関係組合は昭和二十七年八月三日まで解散するか。土地改良区に組織を変更しなければならぬことになつてゐるが、これら組合も解散することとは農地の保全造成はもとより農業水利施設の荒廃潰滅等のため農地の生産力はいじめるしく低下することは明らかである。なお現に実施中の国営、県営事業の地域内にあるこれら組合は、昭和二十六年三月三十一日までに組織変更を完了せしめることになつており、これら国の要請に基くものであるから政府は組織変更事務費に対して国庫補助せられたいとの陳情。

第五一號 昭和二十六年一月二十三日受理

農業協同組合の再建整備に関する陳情

陳情者 島根県松江府殿町一ノ一島根県信用農業協同組合連合会理事長 佐々木 弥一

農業協同組合は設立当時、旧農業会の水ぶくれ資産を無條件に引き継いだ上に、発足当時の統制経済への転換の打撃を受け、昨今その経営基礎のぜい弱性を露呈しつつあるので、全系統農業協同組合は組合の体制を整備し将来の発展の基礎を確立するため努力し組合の自力のみでは目的達成は困難であるから、目下政府において考慮検討を加へつつある由の農業協同組合再建整備のための法律制定および予算措置をすみやかに具現せられたいとの陳情。

第五五號 昭和二十六年一月二十三日受理

水稻秋落防止対策経費国庫助成に関する陳情

陳情者 徳島県知事 阿部五郎

て長期低利資金の融通および赤字利子の補給等の立法措置を講ぜられたいとの陳情。

最近の肥料事情好転によつて、農業生産の増強が期待されているが、反面多年にわたる化学肥料の連続施用と有機質肥料の欠除による土壌の悪化は、秋落田の現象を増加し、水稻の収穫がいじめるしく減少しているから、この際国庫助成による水稻秋落防止対策を強力に実施せられたいとの陳情。

第六一號 昭和二十六年一月二十三日受理

農業協同組合再建のため長期低利資金の融通および利子補給に関する陳情

陳情者 島根県松江府殿町一ノ一島根県販賣農業協同組合連合会理事長 佐藤 定吉

わが国の繁栄が農業の発達と関係を持つてゐることは論をまたないところであり、然して農業経済に占める農業協同組合の役割ははなはだ重要なものであるが、現在この農業協同組合が全国的に経営困難に陥つてゐるから、これが打開のため、農業協同組合に対し

昭和二十六年二月十四日印刷

昭和二十六年二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所